

2013（平成25）年度版

第二次人権が尊重される
三重をつくる行動プラン

年 次 報 告

平成25年10月

三重県

2013（平成25）年度版
第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン
「年次報告」

目 次

| | 頁 数 |
|---|-----|
| I 年次報告の考え方 | 1 |
| II 平成24年度をふりかえって | 4 |
| <施策分野別> | |
| ●施策分野1 「人権が尊重されるまちづくりのための施策」 | |
| 人権施策 101 人権が尊重されるまちづくり | 13 |
| 人権施策 102 人権尊重の視点に立った行政の推進 | 18 |
| ●施策分野2 「人権意識の高揚のための施策」 | |
| 人権施策 201 人権啓発の推進 | 22 |
| 人権施策 202 人権教育の推進 | 36 |
| ●施策分野3 「人権擁護と救済のための施策」 | |
| 人権施策 301 相談体制の充実 | 42 |
| 人権施策 302 さまざまな人権侵害への対応 | 47 |
| ●施策分野4 「人権課題のための施策」 | |
| 人権施策 401 同和問題 | 52 |
| 人権施策 402 子ども | 58 |
| 人権施策 403 女性 | 66 |
| 人権施策 404 障がい者 | 72 |
| 人権施策 405 高齢者 | 79 |
| 人権施策 406 外国人 | 85 |
| 人権施策 407 患者等（患者の権利、HIV感染者・エイズ患者、ハンセン病元患者、難病患者 等） | 90 |
| 人権施策 408 犯罪被害者等 | 95 |
| 人権施策 409 インターネットによる人権侵害 | 99 |
| 人権施策 410 さまざまな人権課題（アイヌの人びと、刑を終えた人・保護観察中の等、性的マイノリティの人びと、ホームレス 等） | 103 |

2013（平成25）年度版 第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン「年次報告」

I 年次報告の考え方

1 年次報告について

「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」（以下「第二次行動プラン」という）は、「人権が尊重される三重をつくる条例（平成9年10月施行）」に基づき策定した「三重県人権施策基本方針（平成18年3月改定）」を多様な主体で着実に推進していくものです。

第二次行動プランの計画期間は、2011（平成23）年度～2014（平成26）年度の4か年であり、今回の年次報告は、2012（平成24）年度の取組状況について取りまとめました。

人権施策の進捗管理については、第二次行動プランに基づく取組状況を「年次報告」としてまとめ、次年度に向けた方向性の検討などに活用することとしています。なお、第二次行動プランでは、進捗管理のしくみをより客観的に行うため、人権施策全体の成果を計る「数値目標」を設定するとともに、計画期間終了までの「目標値」を掲げて、計画的に取り組むこととします。

2 施策の体系と推進の考え方

「三重県人権施策基本方針」では、人権施策を目的に応じた4つの施策分野に体系づけ推進することとしています。

施策分野1 人権が尊重されるまちづくりのための施策

人権が尊重される社会を実現するために基本となる、豊かな人権文化が創造される地域社会と行政の推進

施策分野2 人権意識の高揚のための施策

一人ひとりの人権意識を高め、人権尊重のまちづくりの主体を形成

施策分野3 人権擁護と救済のための施策

人権に関する相談及び偏見や差別意識が生む人権侵害に対する救済

施策分野4 人権課題のための施策

前述の3つの施策分野をベース（基礎）にした個別の人権課題への対応

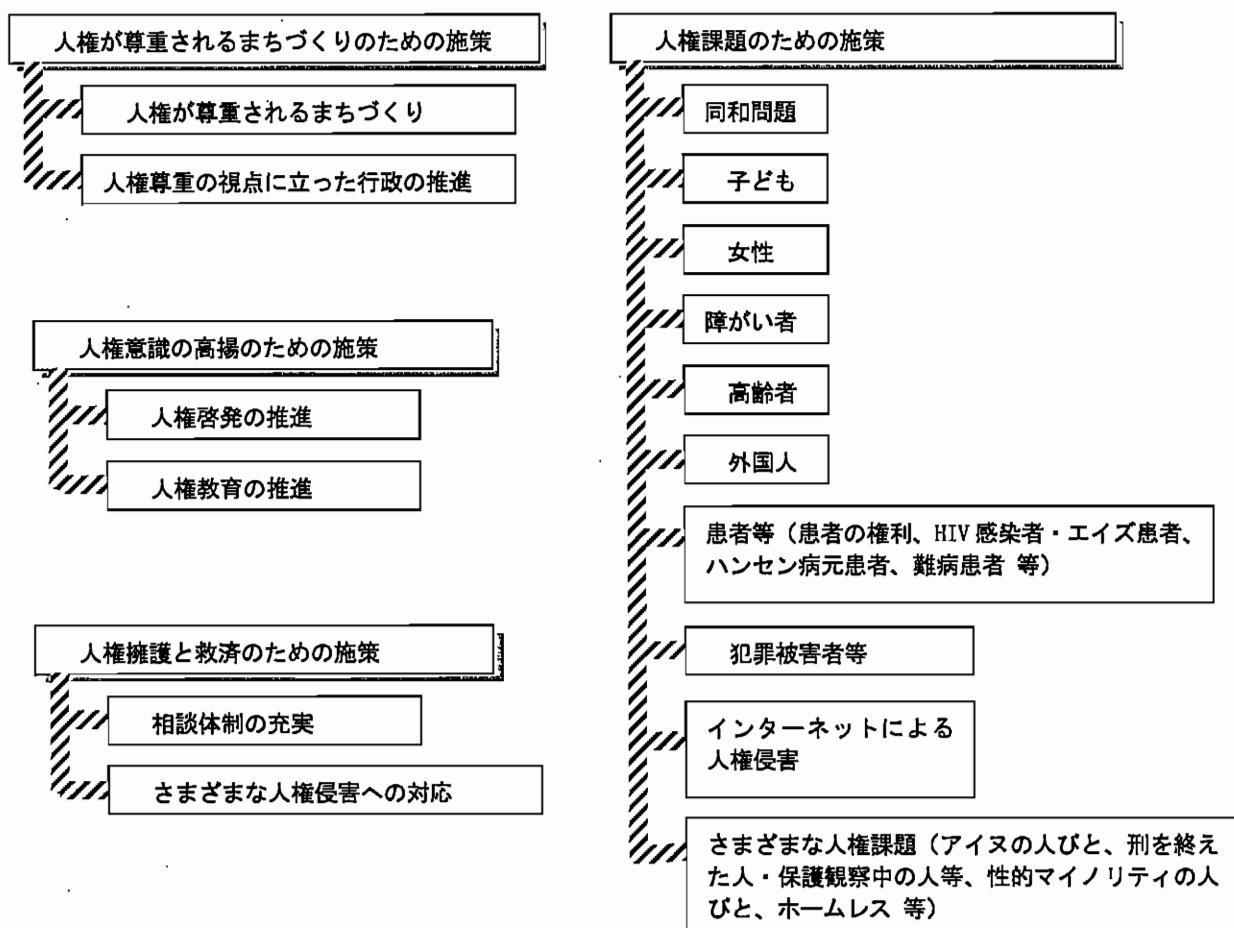
また、“めざす姿”である『人権が尊重される社会』については、以下のとおり定めています。

「人権啓発・教育の推進により、県民一人ひとりが、さまざまな文化や多様性を認め合い、人権に対する理解と認識を深めるとともに、多様な主体が互いの役割を理解

し、連携・協働しながら人権が尊重されるまちづくりに取り組むことにより、人権尊重社会の実現に向けた活動が主体的に行われています。また、差別や人権侵害等に対して、迅速で適切な対応を行う人権相談体制やネットワークが整備され、差別や人権侵害を許さない、人権文化が定着した社会づくりが進展しています。」

このような社会の実現を図るため、一人ひとりの身近な暮らしや、地域での活動の中に入権の視点が行き渡り、住民のあらゆる活動のベース（基礎）に入権の視点が根付くような「人権が尊重されるまちづくりのための施策」を施策推進の基本に据えながら、「人権意識の高揚のための施策」、「人権擁護と救済のための施策」、「人権課題のための施策」を展開しています。

【三重県人権施策基本方針に掲げる人権施策体系図】



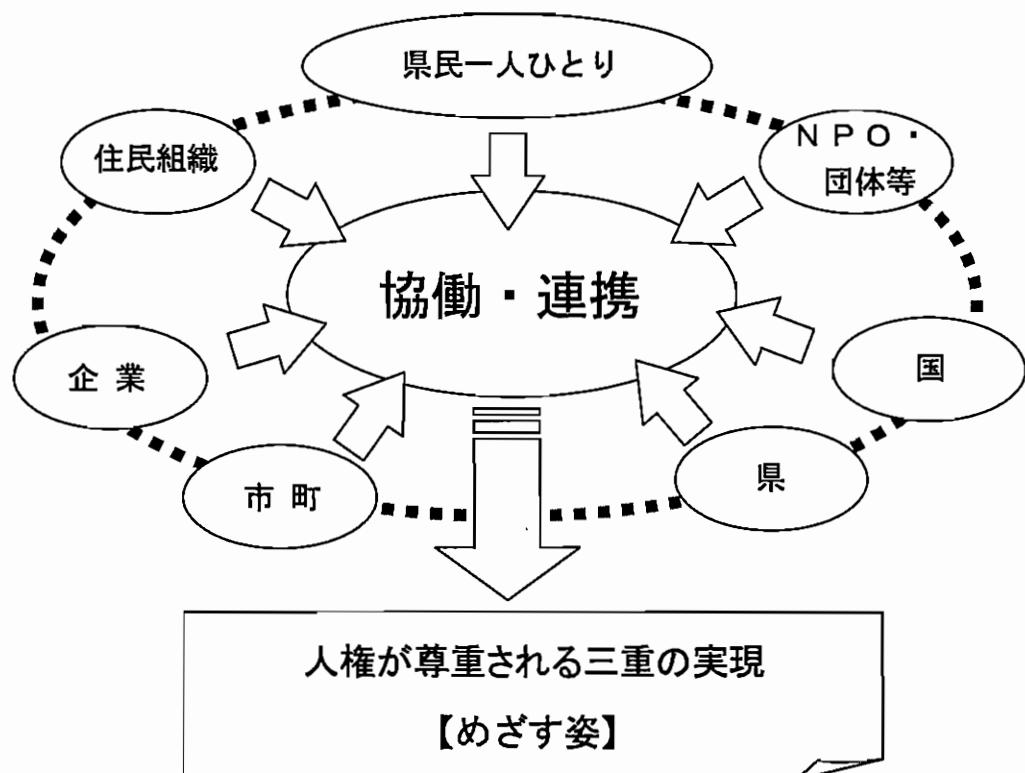
3 多様な主体による取組（取組の進め方）

「人権が尊重されるまちづくり」を推進するためには、県民一人ひとり、住民組織、NPO・団体等、企業、行政などさまざまな主体が一体となって、まず身近な地域社会において、「人権の世紀」にふさわしい人権が尊重される社会を築いていくことが大切です。

この年次報告では、単に県が行った取組の内容を報告するだけでなく、国連や国、他の都道府県における動きや現状をレポートするとともに、市町やさまざまな主体が行った具体的な取組事例を紹介しています。これらの事例を参考として、県内各地で多様な主体が連携した取組が進められていくことを期待しています。

今後も、住民組織、NPO・団体等、企業、行政などさまざまな主体が各々の活動の充実を図りながら、さらに活動のテーマや課題にそって各主体間で連携・協働し行動していく環境づくりを進めることが重要であり、引き続き「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づく取組を推進していくため、この年次報告の活用を図っていきます。

【連携・協働のイメージ】



II 平成 24 年度をふりかえって（数値目標達成状況と主な成果）

第二次行動プランでは、進捗管理のしくみをより客観的に行うため、人権施策全体の成果を計る「数値目標」を設定するとともに、計画期間終了までの「目標値」を掲げて、計画的に取り組んでいます。

1 数値目標の達成状況について

第二次行動プランでは、以下の表のとおり、プラン全体の数値目標として 1 項目、4 つの施策分野のうち、個別の「人権課題のための施策」を除く 3 施策分野について、7 つの数値目標を設置しています。

| 目標項目 | 平成 23 年度 下：実績値 | 平成 24 年度 上：目標値 下：実績値 | 目標達成状況 | 上：平成 25 年度 目標値 下：平成 26 年度 (計画目標) |
|---|-------------------|----------------------------|--------|---|
| ◎プラン全体の数値目標 | | | | |
| 人権が尊重されている社会になると感じる県民の割合 (%) | 24.9% | 27.0% 26.7% | 0.99 | 29.0% 32.0% |
| ①人権が尊重されるまちづくりの推進 | | | | |
| 地域における「人権が尊重されるまちづくり」推進研修の受講者数 (人) | 903 人 | 950 人 881 人 | 0.93 | 1,000 人 1,050 人 |
| 「人権の擁護」を活動分野として選択している NPO 数 (団体) | 259 団体 | 290 団体 252 团体 | 0.87 | 320 团体 350 团体 |
| ②人権意識の高揚 | | | | |
| 人権イベント・講座等の参加者数 (人) | 38,649 人 | 39,500 人 40,247 人 | 1.00 | 40,000 人 40,500 人 |
| 県人権センターへの来館者数 (人) | 31,461 人 | 32,000 人 28,391 人 | 0.89 | 32,500 人 33,000 人 |
| 人権意識を高めるために市町教育委員会が連携・協働している多様な主体の数 (団体) | 94 团体 | 115 团体 110 团体 | 0.96 | 130 团体 145 団体 |
| 人権教育を総合的・系統的に進めるためのカリキュラムを作成している学校の割合 (%) | 41.2% | 55.0% 55.2% | 1.00 | 60.0% 65.0% |
| ③人権擁護と救済 | | | | |
| 人権に関わる相談員を対象とした資質向上研修会の受講者数 (人) | 994 人 | 1,050 人 990 人 | 0.94 | 1,100 人 1,150 人 |

【数値目標の説明】

- ※ e-モニター（注）及び啓発イベントによるアンケートにおいて、人権が尊重されている社会になっていると、「感じる」、「どちらかといえば感じる」と回答した人の割合
- ※講師・助言者派遣等の県の支援を得て、地域が開催する「人権が尊重されるまちづくり」研修会等に参加した参加者数
- ※みえ県民交流センター市民活動団体データベース登録団体のうち、「人権の擁護」を含む活動分野を選択している団体数
- ※人権尊重社会の実現に向けて、県が開催する各種の人権啓発イベント・講座等の年間総参加者数
- ※三重県人権センターの展示室入場者数、図書室利用者数、多目的ホール入場者数の合計
- ※「人権尊重の地域づくり」等において、市町教育委員会が連携・協働して取り組んでいる多様な主体の数
- ※子どもたちの発達段階に応じた人権教育カリキュラムやすべての教育活動を有機的につなぐカリキュラムなど、総合的な人権教育の全体計画を作成している小中学校および県立学校の割合
- ※「人権に係わる相談員スキルアップ講座」の年間受講者数

（注）e-モニターとは、三重県が各種行政課題について、あらかじめ登録した県民の方を対象に行う電子アンケートシステムです。アンケートの対象者は、県が選挙人名簿から候補者を、性別、年齢層など属性別に均等かつ無作為に抽出し、募集を行い、これに応募いただいた県民の方々です。

数値目標の達成状況は、プラン全体の数値目標については、わずかに目標値には達しませんでしたが、昨年度と比較して 1.8 ポイント増加しました。また、各施策分野の目標項目 7 項目のうち、2 項目で目標を達成し、3 項目で 90% 以上の達成状況となっています。

2 施策分野別の主な成果

《人権が尊重されるまちづくりのための施策》

人権が尊重される社会の実現に向けて、県では、第二次行動プランに基づき施策の進捗管理を行いました。県の各部局やさまざまな主体による取組状況を年次報告にまとめ、三重県人権施策審議会に提出し、いただいた意見を施策推進の参考としました。

なお、平成 25 年 1 月に実施した「人権問題に関する三重県民意識調査」については、詳細分析を平成 25 年度に実施し、今後の施策に活用していきます。

地域のニーズに応じた、さまざまな主体による人権が尊重されるまちづくりの取組が、県内各地で行われています。県では、県内で人権が尊重されるまちづくりを実践している団体や住民組織、企業等を対象に訪問調査を行い、人権が尊重されるまちづくりの先駆的な取組の把握を行いました。（当該調査で得られた取組の概要を、次章の施策別の報告の中で、「民間の取組事例」として紹介しています。）

また、企業においては、「企業等の社会的責任（CSR）」の一環として、人権尊重の観点に立った取組が広がっています。「社会的責任（SR）に関する手引き」の国際規格 ISO26000 が、平成 24 年 3 月に JIS（日本工業規格）化され、さらなる活動の広がりが期待されています。

人権が尊重されるまちづくりをさらに普及、推進していくために、県では、研修テキスト「人権のまちづくりのすすめ」を活用し、地域が自主的に開催する研修会等に講師等を派遣する支援を行いました。

また、地域で人権が尊重されるまちづくりに取り組んでいる団体等に対して、その取組の中で明らかになったニーズに応じて、アドバイザー等の派遣を行い、助言等の支援を行いました。これらの制度を活用した研修会が、県内各地域に広がりつつあります。

ユニバーサルデザインのまちづくりの一環として、障がい者や妊産婦、けが人などで、歩行が困難な方の外出を支援するため、県内全市町の協力を得て、平成24年10月から「三重おもいやり駐車場利用証制度」を開始しました。

また、ユニバーサルデザインの学校出前授業の実施等、次世代を担う子どもたちを対象とした啓発を実施するとともに、地域での自主的、自立的なユニバーサルデザインの活動の拡大に取り組みました。

人権尊重の視点に立った行政推進の観点から、「三重県避難所運営マニュアル策定指針」の改定にあたり、東日本大震災をはじめとした災害により明らかになった、男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営や避難所における障がい者や外国人への対応といった新たな課題を踏まえて改定を行いました。

地域においても、災害時の要援護者への対応は、まちづくりの重要な課題の一つとなっており、要援護者の参加のもと行う避難訓練の実施や避難経路の再検討など、各地でさまざまな取組が行われています。

《人権意識の高揚のための施策》

人権啓発については、県民一人ひとりが人権問題を自らの問題として考え、行動に移していくことを目標として、より効率的、効果的な啓発手法を駆使し、タイムリーなトピックス等にも対応した啓発活動を行っていく必要があります。

三重県人権センターでは、県広報紙、テレビ・ラジオなどの各種広報媒体を活用した感性に訴える啓発を実施するとともに、県の「差別をなくす強調月間（11月11日～12月10日）」中には、国や市町、人権擁護委員などと連携して、県内各所で街頭啓発を展開しました。平成24年度からは、「連携と協力による包括協定」締結企業等の協力を得て、休日のショッピングセンター等に啓発ブースを設け、普段、人権啓発と関わりの少ない方々へ、広く呼びかけを行いました（移動人権啓発事業）。

また、常設展示室の運営及び企画パネル展の実施、人権フォトコンテスト、人権スター・メッセージの募集など県民参加型の啓発、スポーツ組織（伊賀FCくノ一）と連携し、幅広い年齢層に対応した人権を身近に感じてもらうための啓発事業など、さまざまな啓発活動を展開しました。

さらに、各県民センターにおいても、市町等と連携して、地域の実情に即した人権

講演会や連続講座、トップセミナーなどを開催しました。

市町、国、人権擁護委員連合会地域協議会と構成する「人権啓発活動地域ネットワーク協議会（県内4地域）」において、人権啓発講演会や研修会、街頭啓発などの連携した啓発事業を行うとともに、個々の市町においても、地域の実情に応じた独自の啓発事業が実施されています。なお、県では、これら市町の独自の啓発事業経費の一部を補助し、支援しました。

人権教育については、「三重県人権教育基本方針」に基づき、教育活動全体を通じた取組を実施しました。

三重県教育委員会では、人権学習教材及び人権学習指導資料活用のための連続講座の実施、冊子等による情報提供を教職員に行い、学校における個別的な人権問題に係わる学習活動の促進を図りました。

また、指導主事等による訪問支援、研究成果の発信、管理職等を対象とした研修を通じて、学校における人権教育カリキュラムの普及、人権教育推進協議会の活性化及び子ども支援ネットワークの構築を図りました。

なお、人権教育に関する教職員研修の基準を示す「教職員研修プラン集」を配布し、市町教育委員会が実施する研修への支援を行いました。

保育所においては、人権保育が実践できるよう、県内の保育士等に対し、人権に対する理解と人権意識の涵養を図るための研修を実施しました。

《人権擁護と救済のための施策》

昨今の複雑・多様化した相談内容に対しては、個々の専門的な窓口が連携を密にして対応していく必要があり、相談員が幅広い人権問題に関する知識を有し、相互の窓口に的確に引き継いでいくことが重要となります。

国では、法務省の人権擁護機関（法務局）が、人権侵犯事件の被害者等からの申告を受けて、調査をはじめとした救済手続を行うとともに、人権擁護委員による相談活動を行っています。

市町においても、人権擁護委員等による「人権相談」を実施しているほか、隣保館では、地域住民に対する人権相談や生活相談、健康相談等を実施しています。

また、NPO・団体等では、当事者の立場を生かした相談者に寄り添った相談（ピアサポート）や、専門的な内容が相談できる相談窓口等を開設しています。

三重県人権センターでは、人権相談窓口を設置し、人権に関わるあらゆる相談に対して、相談員による電話・面接相談、弁護士による法律相談および臨床心理士によるカウンセリングを実施しています。

また、公立相談機関とネットワークを構成し、情報共有等を定期的に行うことによ

り、相談内容に応じて専門的な窓口に速やかに的確に引き継げるよう、体制づくりに努めました。

さらに、民間の相談機関等が多様化・複雑化する相談内容に人権に関する知識を持って的確に対応できるよう、各種機関の相談員を対象とした「人権に係わる相談員スキルアップ講座」を開催しました。また、「人権に係わる相談員交流会」を開催し、相談員相互の連携・交流の促進を図りました。

児童虐待防止については、全ての市町との定期協議を行い、市町要保護児童対策地域協議会へのアドバイザー派遣や市町職員に対する研修等を実施して、市町の児童相談体制の強化に向けて取組を進めました。

そうした中、2件の児童虐待死亡事例が発生し、これに関する検証委員会での議論を踏まえ、児童相談所の法的対応・介入型支援の強化や、市町の児童相談体制の強化に向けた支援体制の充実を図りました。

また、「予期せぬ妊娠『妊娠レスキューダイヤル』」を平成24年11月に開設し、望まない妊娠や性の悩みに関する若年層に向けた相談体制を充実しました。

《人権課題のための施策》

① 同和問題

不動産取引の際、いわゆる同和地区の問い合わせ等を行う「土地差別調査」が問題となっています。県では、不動産取引に関わる事業者団体と連携して、個々の事業者の啓発を進めるとともに、店舗に来店される県民に向けた啓発資料を作成し、配布するなどの取組を行いました。

この問題の解決に向けては、事業者だけではなく、県民一人ひとりが同和問題に対する正しい理解を深め、土地差別調査を求めないことが必要です。そのため、三重県人権センターでは、啓発冊子「土地差別を考える」を作成するとともに、土地差別調査に関する講演会を開催し、広く県民に対して啓発を実施しました。

市町が設置している隣保館では、福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業、人権啓発及び広報活動、地域交流事業などの隣保事業に取り組みました。

県では、市町が実施するこれら隣保事業に対して財政的な支援を行うとともに、隣保館職員の人材育成・資質向上のための研修会等を開催しました。

② 子ども

「三重県子ども条例」について県民の理解が進むよう啓発を行うとともに、子どもの生活実態や意識等についてまとめた「みえの子ども白書2012」(平成24年3月発行)をテーマにして、平成24年12月に「みえの子ども白書フォーラム」を開催しました。

また、子どもや子育て家庭を応援する企業や団体で構成する「みえ次世代育成応援

「ネットワーク」と連携し、「子育て応援！わくわくフェスタ」を開催するとともに、「子ども虐待防止啓発月間」の啓発キャンペーンに取り組みました。

子どもたちの困りごとや悩みごとを相談できるよう、小・中・高等学校へのスクールカウンセラーの配置を充実させるとともに、福祉的な視点からの課題解決への対応をはかるスクールソーシャルワーカーを派遣し、学校を支援しました。

平成24年度はいじめや体罰が全国的な社会問題となりました。

いじめについては、平成24年7月に「かけがえのない命！いじめを絶対に許さない緊急アピール」を発表するとともに、いじめ問題緊急調査を実施しました。調査結果を踏まえ、啓発リーフレットの作成・配布や関係機関との情報共有等、いじめや不登校などの課題解決や未然防止、早期発見・早期対応に取り組みました。

体罰については、運動部活動指導者研修会の開催、体罰防止映像教材の作成等により、体罰の禁止を徹底するとともに、体罰に関する電話相談窓口を平成25年2月に設置し、早期把握に取り組みました。

③ 女性

三重県男女共同参画センター（フレンテみえ）を中心に、男女共同参画の社会づくりに関する学習機会の提供や啓発を行い、広く男女共同参画意識の普及を図りました。

ドメスティック・バイオレンス（DV）被害者に対する相談・保護・自立支援を実施するとともに、デートDV防止のため高校生等若者を対象とした出前講座、啓発パンフレットの配布、三重県男女共同参画センターによる県内の高校・大学に通う生徒・学生を対象としたデートDVに関するアンケート調査を実施しました。

女性の能力活用や次世代育成などを積極的に支援する企業を「男女がいきいきと働いている企業」として認証し、特に意欲的な取組を行っている企業については表彰を行うなど、意識啓発に取り組みました。

④ 障がい者

「障害者週間（12月3日～9日）」を中心に、小・中・高校生の体験作文やポスターの募集など、啓発活動を行いました。

また、障がい者の地域社会への社会参画を促進するため、芸術文化活動に取り組む障がい者が作品等を発表する「三重県障がい者芸術文化祭」を開催するとともに、手話通訳者の養成、障がい別の生活訓練、情報支援、各種障がい者スポーツ教室等を実施しました。

障がい者の雇用の促進と職場定着を図るため、障がい者雇用アドバイザーを配置し、事業所に対して啓発や支援制度についての助言を行うとともに、就職に結びつく実践的な知識・技能が身につくよう、企業等において障がい者の態様に応じた多様な職業訓練を実施しました。

障害者雇用支援月間（9月）には、三重労働局、三重障害者職業センターなどと連携し、駅頭啓発や障がい者雇用優良事業所表彰、就職面接会の開催など、重点的な支

援に取り組みました。

また、平成 24 年 10 月には障害者虐待防止法が施行されたことに伴い、市町と連携し、障がい者の権利擁護の充実を図りました。

⑤ 高齢者

特別養護老人ホームの入所者待機の解消に向けて、市町と連携して介護基盤の整備を進めるとともに、地域包括ケアを推進する中核的な拠点である地域包括支援センターへ専門アドバイザーを派遣しました。

認知症高齢者の対策として、「認知症サポーター」の養成とともに養成講座の講師役となる「キャラバンメイト」の養成や、認知症コールセンターでの相談対応等に取り組み、認知症高齢者とその家族へのサポートを充実しました。

三重県弁護士会や三重県社会福祉士会の協力を得て、「高齢者虐待防止チーム」を地域ごとに設置し、専門的な相談に応じるなど、市町・地域包括支援センターの支援を行いました。

⑥ 外国人

多文化共生社会づくりとして、多言語ホームページにより、行政・生活情報や自治会や PTA の仕組み等、基礎的な情報を映像で提供しました。

外国人住民相談窓口の設置や、専門家による相談会・出前セミナーの開催、医療通訳ボランティアの養成等を行い、外国人住民の抱える課題に対応するとともに、外国人住民向け防災セミナー及び災害時外国人サポーター研修を開催しました。

外国人児童生徒に日本語指導を行う「初期適応指導教室」の開設等の支援を行うとともに、「外国人児童生徒教育推進のためのガイドライン」を作成するなど、外国人児童生徒の就学や学習を支援しました。

⑦ 患者等

三重県医療安全支援センターの相談窓口において医療に関する相談に対応するとともに、医療従事者に対して医療現場でのコミュニケーションの取り方についての研修会を開催しました。

感染症患者に関する啓発については、「世界エイズデーキャンペーンイベント」や「ハンセン病問題シンポジウム」等を開催し、県民に正しい知識の普及啓発を行うとともに、感染者等に対する差別・偏見の解消を図るよう取り組みました。

三重県難病相談支援センターにおいて、在宅難病患者等の相談・支援や地域活動の促進、就労支援を行いました。

⑧ 犯罪被害者等

警察、県、公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センター等が連携し、犯罪被害者の多様なニーズに応えたきめ細やかな支援を推進するとともに、「犯罪被害者支援キャラバン隊」、「犯罪被害者を考える集い」による広報啓発や、中学生、高校生、大学生等を対象に、犯罪被害者等による「命の大切さを学ぶ教室」を開催するなど、次代

を担う若者を始め広く県民に対し、社会全体で犯罪被害者を支援する機運の醸成に努めました。

⑨ インターネットによる人権侵害

インターネット上の差別的な書き込み等に対応するモニタリング活動（掲示板の確認と問題のある書き込みの指摘、削除要請の実施等）を委託事業により実施しました。

また、モニタリング活動が各地域において取り組まれていくよう、「ネットモニターリーダー養成講座」を開催し、地域におけるモニタリング活動のリーダーとなる人材の育成を行いました。

公立の全小・中・高等学校・特別支援学校を対象として、問題のある書き込み等の現状把握や、ネットに依存する児童生徒の課題分析などを進めました。

さらに、保護者による「ネット啓発チーム」が県内各地でネット啓発講座を開催するなど、学校・家庭・地域が協働して子どもを見守る体制の構築に努めました。

⑩ さまざまな人権課題

県人権センターにおいて、性同一性障がい者の人権や、顔に病気や傷などを抱える人たちに対する偏見の問題をテーマとした人権講演会等を開催し、さまざまな人権課題についての啓発に取り組みました。

自殺対策を総合的に推進するため、「第2次三重県自殺対策行動計画」を策定するとともに、「メンタルパートナー」の養成や地域自殺・うつ対策ネットワークを県内9地域で設置し、相談体制を整備しました。

また、三重県自殺対策情報センターにおいて、うつ・自殺等こころの健康問題に関する正しい知識の普及とともに、相談対応を行いました。

3 課題と今後の取組について

平成24年度の数値目標「人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合」は増加しました。

しかし、一方で法務省の人権擁護機関で新たに受け付けた人権侵犯事件数は増加しており、偏見による差別や人権侵害は未だに発生しています。

また、児童や高齢者等に対する虐待が発生し、いじめや体罰が社会問題となっている中で、これまで以上に人権施策の充実に取り組んでいく必要があります。

<人権が尊重されるまちづくりための施策>

- 第二次行動プランの進捗管理に引き続き取り組むとともに、人権問題に関する県民意識調査の詳細分析を実施し、人権教育・啓発等の施策に活用していきます。
- 人権が尊重されるまちづくりが県内全域で推進されていくよう、講師派遣等の支援地域や団体等の拡大を図るとともに、人権が尊重されるまちづくりに取り組んで

いる団体等に対して、そのニーズに応じた助言や研修等の支援を行います。

<人権意識の高揚のための施策>

- 人権啓発の推進にあたっては、単なる知識の習得に留まることなく、県民一人ひとりが人権問題を自らの問題としてとらえ、行動していくことを目標として、効率的、効果的な手法を工夫しながら実施をしていきます。
- 人権教育の推進にあたっては、学校だけでなく、保護者や地域住民等が一体となって取り組む仕組みを構築し、子どもたちを取り巻く差別やいじめなど人権に関する問題の解決や未然防止を図るなど、さまざまな取組を総合的かつ効果的に実施します。

<人権擁護と救済のための施策>

- 人権相談については、相談員の資質向上を図るとともに、相談員相互のネットワーク形成が重要です。相談員を対象としたスキルアップ講座や相談員交流会を開催し、情報交換等の場を提供していきます。
- インターネット上の差別的な書き込み等について、モニタリング活動に継続して取り組むとともに、地域において活動を担う人材を育成するため、ネットモニターリーダー養成講座を開催します。
- 児童や高齢者等への虐待、いじめ、体罰の問題等、重大な人権侵害への対応や発生防止対策については、所管部局が対応方針等を定め、速やかに取組を進めるとともに、関係部局が連携・協力し取組を強化していきます。

<人権課題のための施策>

- 個別の人権課題に関する取組について、所管部局が中心となって取組を推進していくとともに、庁内の人権施策推進会議等において、関係部局が横断的に取組を進められるよう調整を行います。
- 個別の人権課題の推進にあたっては、国や市町等の関係機関と連携していくとともに、さまざまな主体とも連携、協力して対応していきます。

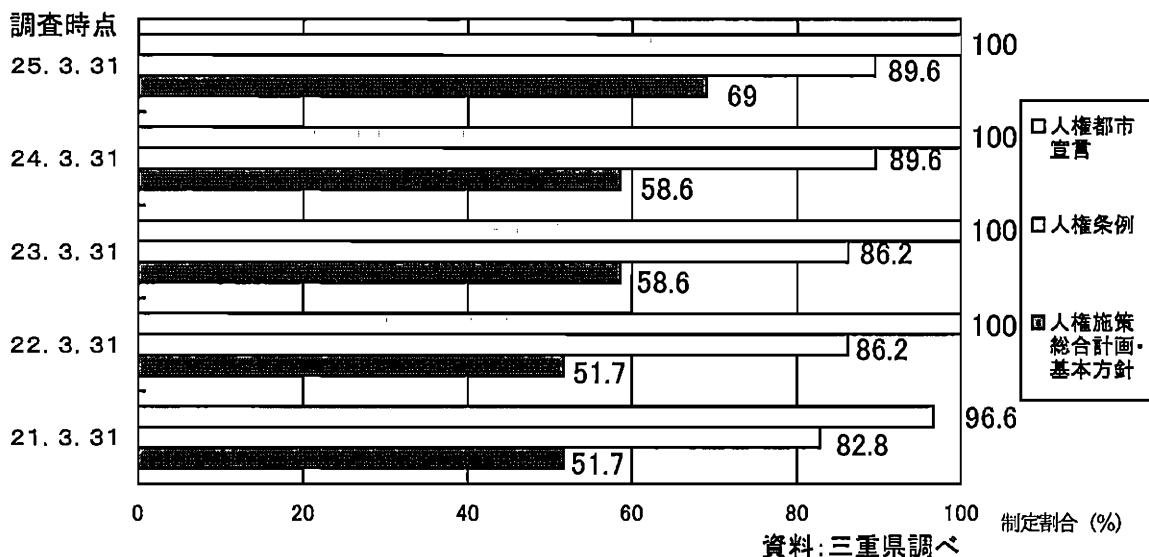
なお、個別の人権課題についての、具体的な課題や今後の取組方向については、次章で 16 の人権施策別に記載しています。

(施策分野1) 人権が尊重されるまちづくりのための施策

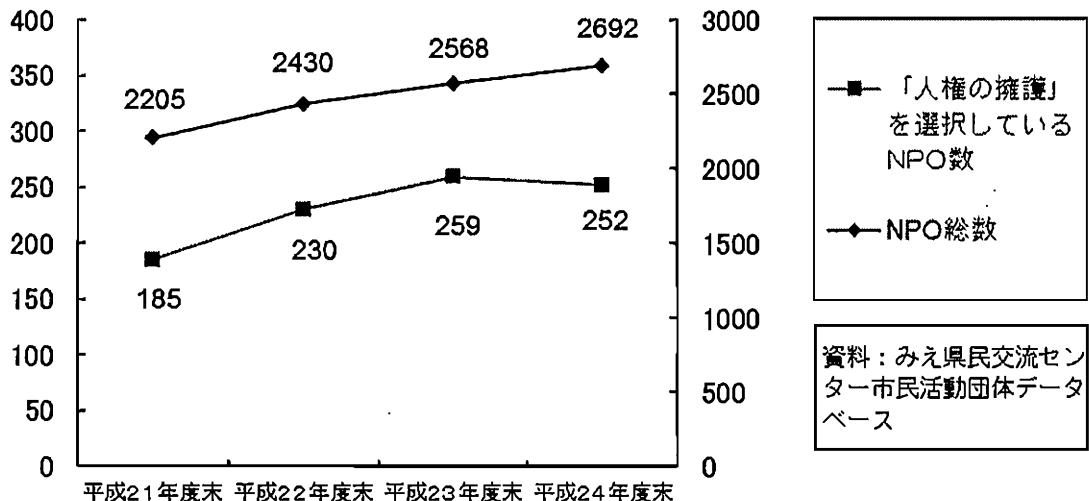
人権が尊重されるまちづくり

■ データからみた状況

【関連データ1】市町の人権条例等の制定状況（三重県）



【関連データ2】「人権の擁護」を活動分野として選択しているNPO数（三重県）



データに関するコメント

- 【関連データ1】平成25年4月1日現在で、県内の全市町において「人権都市宣言」が制定されています。
また、「人権条例」が制定されている市町は26市町で89.6%となっています。
- 【関連データ2】みえ県民交流センター市民活動団体のデータベースに登録している団体のうち、「人権の擁護」を含む活動分野を選択している団体数は、平成24年度末で252団体となっています。

【関係法令等の動き】

- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」の制定（平成 18 年 12 月施行）
- 「三重県地域福祉推進計画」の策定（平成 16 年 4 月）
- 「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」の改正（平成 25 年 4 月施行）
- 「第 2 次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」の策定（平成 23 年 3 月）

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

（※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正など）

- 国連において 1994(平成 6)年に採択された「人権教育のための国連 10 年行動計画」の中で、「人権という普遍的な文化」を創造することの重要性が示されました。これを契機に「人権文化」という概念が使われるようになりました。
- このような国連の動き等を前提としながら、人権尊重の考え方をベースにしたまちづくりを推進していくこうという機運が高まり、全国の自治体で「人権条例」が制定され、それに基づいた各地域の特色ある取組が進められています。
- 例えば、和歌山県では、平成 18 年度に「わかやま人権パートナーシップ推進事業」を立ち上げ、県内の企業に広く参加をつのり、企業内人権研修や実践交流会等を実施する中でネットワークづくりを進めています。平成 24 年度末までに 225 の企業・団体と新たに協定を結んでいます。
- 企業の社会的責任 (CSR) に基づいた取組について、平成 22 年 11 月に、人権を含む企業等の社会的責任に関する国際規格である ISO26000 が発行されました。この ISO 26000 は、J I S (日本工業規格) 化され、平成 24 年 3 月 21 日に JIS Z 26000 (社会的責任に関する手引き) として制定されました。

【三重県の状況】（平成 24 年度の取組状況・課題）

1. 県の主な取組状況

（※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。）

（1）住民、企業、N P O 等の団体などが人権の視点で活動をするための取組の推進

- ① 人権研修テキスト「人権のまちづくりのすすめ」を使った「人権のまちづくり研修会」を県内各地で延べ 23 回開催し、リーダー養成と住民啓発を進めました。今後も本研修会が県内の様々な地域、住民組織等で開催されるよう支援していきます。
〔トライ人権のまちづくりネットワーク事業／環境生活部人権課〕
- ② 地域が人権のまちづくりに取り組む中で見えてきた課題の解決に向け、地域のニーズに応じて、県内の 6 地域で延べ 22 回、アドバイザー及び講師の派遣を行いました。今後は、当該事業の支援により行われた住民主体の自主的活動を広く紹介していくことにより、各地域での取組を広げていく必要があります。
〔地域のニーズに応じた人権のまちづくり推進支援事業／環境生活部人権課〕

（2）県民、企業、団体、行政の協働による人権尊重のまちづくりの推進

- ① 人権が尊重されるまちづくりに取り組んでいる、さまざまな主体の実践例を把握

するため、県内の企業、住民組織、NPO・団体等から30団体を選び、活動状況を調査しました。調査した内容を他の団体等の取組の参考にしてもらえるよう、取組の概要を年次報告に掲載し、紹介しました。

人権が尊重されるまちづくりを具体例から理解し、実践されるよう、これらの調査結果をまとめて、啓発資料等に活用していく必要があります。〔人権文化に溢れたまちづくりパートナー等活動把握事業／環境生活部人権課〕

(3) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

- ① 「ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会」を2回開催し、パーキングパークミット制度(注)(三重おもいやり駐車場利用証制度)をはじめとするユニバーサルデザインのまちづくりに関する事項について審議しました。また、職員に対するユニバーサルデザインのまちづくりの理解を深めるため、職員セミナー等を実施しました。

職員一人ひとりがユニバーサルデザインの考え方を理解して業務を行えるよう、更なる学習機会の提供等に取り組む必要があります。〔ユニバーサルデザインのまちづくり推進事業／健康福祉部地域福祉課〕

- ② 次世代を担う子どもたちを対象にユニバーサルデザイン学校出前授業を55校に対し実施しました。

広く県民へユニバーサルデザインの考え方を普及するため、ユニバーサルデザイナードバイザーを中心として、さまざまな主体相互間の連携を図りながら、次世代を担う子どもたちを中心に「意識」の啓発を進める必要があります。〔ユニバーサルデザインのネットワークづくり推進事業／健康福祉部地域福祉課〕

- ③ 障がい者や妊産婦、けが人などで、歩行が困難な方の外出を支援するため、平成24年10月1日から「三重おもいやり駐車場利用証制度」を開始しました。延べ31店舗で店頭啓発キャンペーンを実施するなど、制度の普及啓発に努めた結果、利用証の交付者数は10,201人、「おもいやり駐車場」の登録届出数は1,560施設、3,296区画となりました。

県民の約半数が「三重おもいやり駐車場利用証制度」を知らないこと(e-モニターアンケート結果)、「おもいやり駐車場」において利用証を掲示していない車が多いことなどから、制度の更なる周知啓発が必要です。〔パーキングパークミット制度展開事業／健康福祉部地域福祉課〕

- ④ 「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づく整備基準について、建設事務所及び特定行政庁の担当者会議を実施し情報共有を行うとともに、ホームページ等を通じて事業者、設計者等へ周知を図りました。また、ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に基づき、商業施設や公共施設について設計段階で事前協議を行い、完成した公共的施設に対して適合証を交付しました。

整備基準に適合する施設を増やすため、各建設事務所、各市町の窓口での指導に加え、ユニバーサルデザインに対する事業者、設計者の理解、賛同を得ることがより一層必要です。〔ユニバーサルデザインのまちづくり整備推進事業／健康福祉部地域福祉課〕

- ⑤ 「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づき、県立学校の多

機能トイレ、洋式トイレ、スロープ、エレベーターの設置について数値目標を設定して取り組んでいます。平成 24 年度は多機能トイレを 1 校に整備しました。
今後も、誰もが過ごしやすい学習環境の整備に向けて、順次整備する予定です。
〔学校施設のバリアフリー化／教育委員会学校施設課〕

2. 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

（※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。）

（1）民間の取組事例（取組事例の紹介）

○ [企業]

（事例 1）平成 24 年 10 月 1 日から開始した「三重おもいやり駐車場利用証制度」に賛同し、積極的に「おもいやり駐車場」を確保し、利用客に対する適正利用に向けた啓発の取組を実施している商業施設等が増えつつあります。

○ [住民組織]

（事例 1）地域の園児・児童・生徒とその保護者、地域住民、地域の諸団体による活動発表としての「人権フェスティバル」を発展させ、住民が参加することで仲間づくりにつなげることを目指した「ヒューマンフェスタ」を開催している地域があります。多彩なイベントをともにつくることが、地域住民の交流や意識の変革を促し、人権啓発につながっています。

（事例 2）地域での障がい者への理解を進めるために、地域との交流を行っている社会福祉施設があります。自治会長、学校、企業、社会福祉法人、行政関係者等とタウンミーティングも実施し、そこでは、地域の防災についても話をしています。

○ [NPO・団体等]

（事例 1）NPO 法人市民社会研究所では、まちづくりの推進を図る活動や人権の擁護を図る活動など、市民自らが主体となる市民社会の発展に関する調査研究や、学習・討論・研修の場の提供等の事業を行っています。

（事例 2）地域における人権活動の活性化を図りたい、人権活動の次世代育成を促進したい、親しみを感じてもらえるように啓発の工夫をしたい等、それぞれの地域が持つまちづくりの課題に対して、アドバイザーを招いて対応策を相談した上、それぞれの地域のニーズに応じた研修会を開いている住民団体があります。

（事例 3）ユニバーサルデザインアドバイザーが中心となって設立した市民団体が市町と連携しながら、学校への出前講座や講演会を開催するなど、地域の団体や市町によるユニバーサルデザインの取組を行っています。

（事例 4）信者を含めた地域住民を対象に、人権研修会を毎年開催している宗教団体があります。法話の際に、人権の視点を取り入れたり、発行する新聞にも、人権研修会の案内等を掲載したりしています。

（事例 5）地域と行政、学校・教育委員会が一緒になって、教育的に不利な環境にある子どもの支援を行い、進路保障に向けて取組を行っている地域があります。

（事例 6）公益社団法人三重県人権教育研究協議会と第 46 回三重県人権・同和教育研究大会東紀州実行委員会により開催された「三重県人権・同和教育研究大会」

において、東紀州地域における、台風12号(平成23年)の被害からの復旧復興の取組が、人権のまちづくりにつながったとする地元報告が行われました。

(2) 市町の取組事例(取組事例の紹介)

- 津市では、平成24年4月から、外国につながる子どもたちの初期日本語講座指導教室を実施しています。学生やボランティアが指導にあたり、進路保障に向けた取組をしています。また、市民及び民間団体、関係団体との協働による就学及び進路ガイダンスを実施しています。さらに、日本語習得及び学力保障を目的とした日本語教室も開催しています。
- 松阪市では、官民協働の組織である多文化共生ネットワークが中心となり、差別のない多文化がいきいきと共生する松阪市をめざし、講演会や交流イベント「松阪やたいむら」等を開催しています。平成24年度は4,500名が参加しました。

■ 今後の取組方向(平成25年度以降の取組方向)

- 人権が尊重されるまちづくりの推進を図るため、市町、教育関係者、企業、住民組織、NPO・団体など多様な主体の活動状況を把握するとともに、さまざまな形で連携し、効果的で幅広い各種啓発事業等に取り組んでいきます。
- 人権が尊重されるまちづくりにこれから取り組もうとしている地域には、研修テキスト「人権のまちづくりのすすめ(改訂版)」を活用した基礎的な研修を提供し、県内の全域に人権のまちづくりの考え方を広めていきます。また、人権が尊重されるまちづくりに既に取り組んでいる地域では、取組を進める上で発生する問題点や課題の解決を図るために、アドバイザー等を派遣し、地域のニーズに応じた取組が今後も継続していけるよう支援を行います。
- 「三重おもいやり駐車場利用証制度」の定着に向けた普及啓発活動やユニバーサルデザインの学校出前授業など、県民の皆さんにとって身近な取組を通じ、ユニバーサルデザインアドバイザー、市町、社会福祉協議会、地域の団体、企業等をつなぐネットワークづくりを行うとともに、ユニバーサルデザインの意識づくりを進めます。

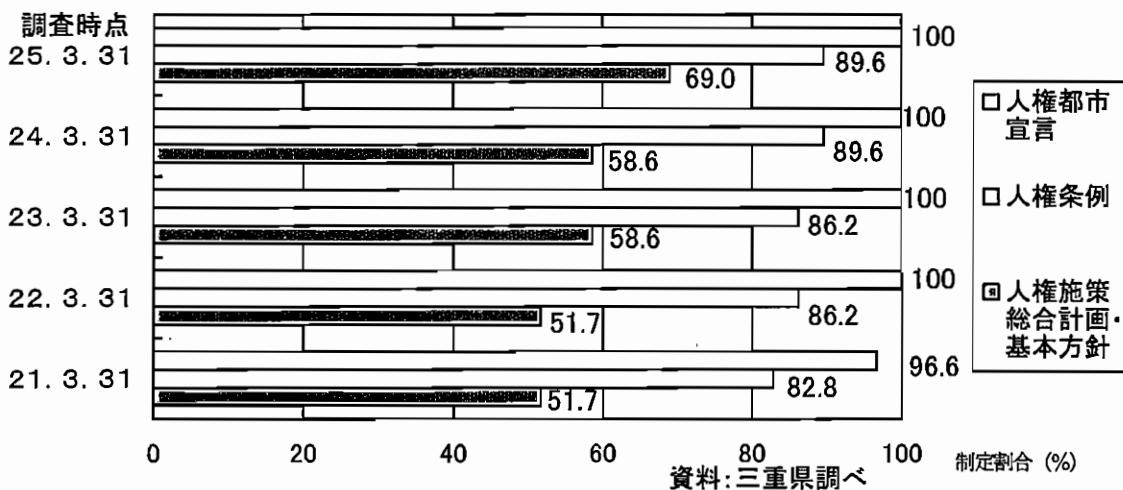
注) パーキングパーミット制度

障がい者や妊産婦、けが人などで、歩行が困難な方に対して利用証を交付することにより、車いす使用者用駐車区画等を利用しやすくし、外出を支援することを目的とした制度。

人権尊重の視点に立った行政の推進

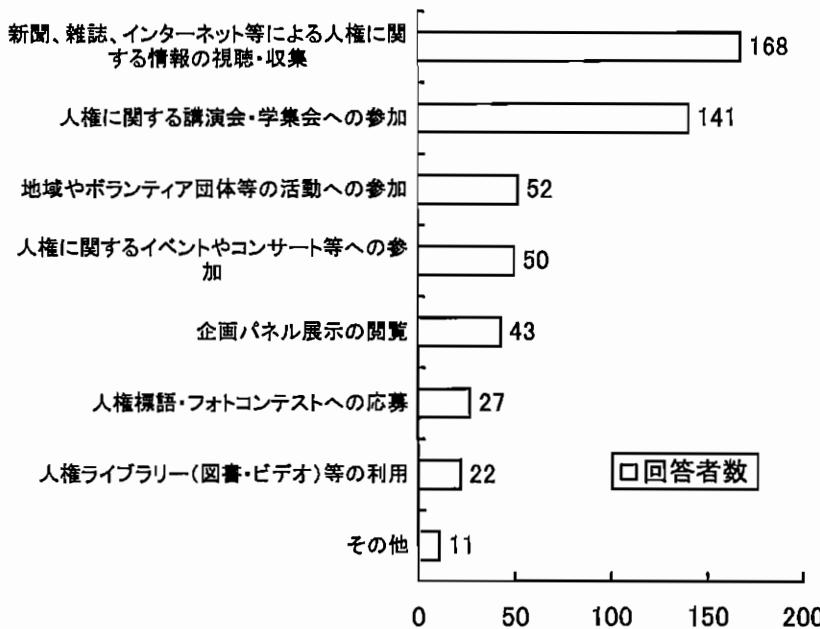
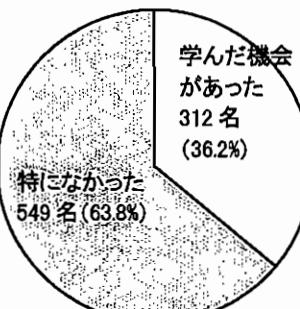
■ データからみた状況

【関連データ1】市町の人権条例等の制定状況（三重県）



【関連データ2】人権に関する学習の機会（三重県）

資料:「人権が尊重される社会づくりに関するe-モニターアンケート」(平成24年度)



データに関するコメント

【関連データ1】平成25年4月1日現在で、県内の全市町において「人権都市宣言」が制定されています。また、「人権条例」が制定されているのは26市町で、89.6%となっています。

【関連データ2】「人権が尊重される社会づくり」について、e-モニターによりアンケート調査を行ったところ、人権学習の機会について、最近一年間で人権に関して学んだり、知識を得た機会のあった方は312名(36.2%)で、その機会については、「人権に関する講演会・学習会への参加」と答えた方が168名と一番多くなっています。

【関係法令等の動き】

- 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の制定（平成 12 年 12 月施行）
- 「人権教育・啓発に関する基本計画」の改正（平成 23 年 4 月）
- 「人権が尊重される三重をつくる条例」の制定（平成 9 年 10 月施行）
- 「三重県人権施策基本方針」の改正（平成 18 年 3 月）
- 「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」の策定（平成 23 年 3 月）

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

（※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正など）

- 法務省では、法務局・地方法務局、都道府県及び都道府県人権擁護委員連合会等を構成員とする「人権啓発活動都道府県ネットワーク協議会」を構築し、相互に連携・協力して、当該都道府県内における各種人権啓発活動を総合的に推進しています。
- 法務局・地方法務局では、「女性の人権ホットライン」や「子どもの人権 110 番」を開設するなど、人権相談を人権擁護委員と連携し実施しています。
- 都府県及び政令市を構成員とする「全国人権同和行政促進協議会」では、情報交換及び今日的課題についての研修・意見交換や国への要望活動を行うとともに、多くの都府県が関係するインターネット上における差別書き込み等にかかる削除依頼などの取組を行っています。

【三重県の状況】（平成 24 年度の取組状況・課題）

1. 県の主な取組状況

（※行動プラン取組方向ごとの主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。）

（1）人権の視点に立った行政の推進

- ① 県と市町との連携を強化するとともに、市町が人権問題について主体的な取組ができるよう、市町長をはじめとする市町の幹部や職員などを対象に人権をテーマとしたトップセミナーを県民センター単位等で開催しました。[市町等トップセミナーなどの開催／地域連携部地域連携総務課、環境生活部人権センター、各県民センター]
- ② 市町と県で構成する「三重県人権・同和行政連絡協議会」において、県の取組等を報告し、情報の共有化を図りました。
今後とも、市町と連携・協働を図りながら、課題解決に向け、取組を進めていく必要があります。[三重県人権・同和行政連絡協議会への参加／環境生活部人権課]
- ③ 県の行政職員においては、職階に応じた人権研修や人権啓発推進員を対象とした必須研修を実施し、本庁・地域機関の各職場において、全職員を対象にした人権研修を実施しました。
今後も、職員の人権意識を一層高めるため、企画や運営に工夫を凝らし、効果的な研修を実施していく必要があります。[人権等研修事業／総務部職員研修センター、各部、各県民センター]
- ④ 人権教育・啓発等の施策に活用するため、概ね 7 年毎に実施している「人権問題

に関する三重県民意識調査」を実施しました。平成 25 年度には調査結果を詳細に分析し、人権問題に関する県民の意識を把握していきます。[人権に関する県民意識の把握／環境生活部人権課]

⑤ 平成 15 年度に策定した「三重県避難所運営マニュアル策定指針」は、策定から 8 年以上が経過し、この間に発生した東日本大震災をはじめとする災害により、男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営や、避難所における障がい者、外国人への対応など、新たな課題が明らかになったことから、これらの課題に対応するための改定を平成 25 年 1 月に行いました。

今後は、この避難所運営マニュアル策定指針の改定版と、併せて地域向けに作成した避難所運営マニュアル基本モデルを用いて、避難所単位の運営マニュアルの策定に向けて、市町の避難所運営にかかる取組を支援する必要があります。[緊急避難体制整備事業／防災対策部防災企画・地域支援課]

(2) 多様な主体と協働で進める推進体制の構築

- ① 三重県人権擁護委員連合会が開催する意見交換会に、県の各関係部局が出席し、それぞれの実施している事業について情報共有を行い、年間を通じた連携・協働を図りました。今後とも、連携・協働を図りながら、効果的な啓発活動を進めていく必要があります。[県・三重県人権擁護委員連合会意見交換会への参加／関係各部]
- ② 各種研修会・会議の開催時や企業、住民組織・NPOなどの団体訪問の際に、「人権施策基本方針（第一次改定）」や「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」の趣旨・概要を説明し、県民への周知を図りました。今後も、多様な主体とともに人権施策を推進するため、基本方針や第二次行動プランに対する周知・広報を行う必要があります。[関連取組（人権施策基本方針等の県民への周知）／環境生活部人権課]

2. 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

（※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。）

(1) 民間の取組事例（取組事例の紹介）

○ [NPO・団体等]

（事例 1）公益財団法人反差別・人権研究所みえでは、研究者、団体、企業、自治体等と連携を図りながら、人権文化に満ちた社会の実現や、「人権が尊重される三重をつくる条例」の具現化をめざし、研究部会による調査・研究事業をはじめ、三重県人権大学講座による研修・育成事業など、さまざまな取組を展開しています。

(2) 市町の取組事例（取組事例の紹介）

- 平成 24 年度中に次の 4 市町で人権施策に関わる基本方針が策定されました。
伊勢市「伊勢市人権施策基本方針」：平成 24 年 12 月策定
南伊勢町「南伊勢町人権施策基本方針」：平成 25 年 2 月策定
大紀町「大紀町人権施策基本方針」：平成 24 年 12 月策定

紀北町「紀北町人権施策基本方針」：平成 25 年 2 月策定

- 松阪市では、平成 24 年 9 月に「人権問題についての市民意識調査」を実施しました（対象者 4,000 人）。

■ 今後の取組方向（平成 25 年度以降の取組方向）

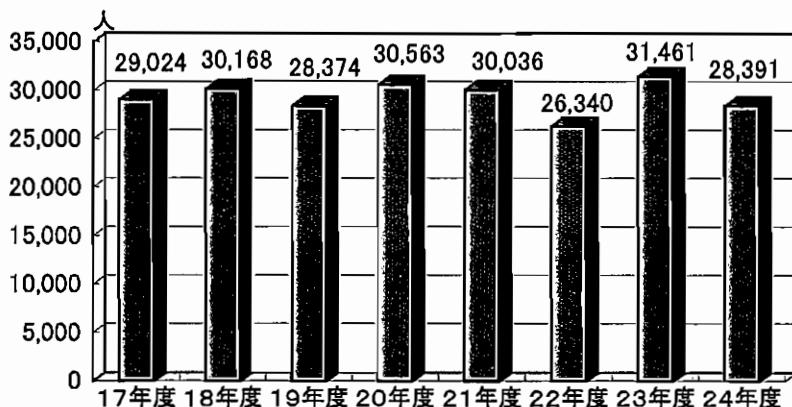
- 国や他の都道府県の動向などの情報収集に努めるとともに、全国人権同和行政促進協議会などの活動を通して、国への要望等の取組を進めていきます。また、三重県人権・同和行政連絡協議会を通じ、市町との連携・協働の強化を図っていきます。
- 県のあらゆる事業が人権の視点に立って実施されるよう、職員人権研修の効果的な実施に努めます。
- 津地方法務局、三重県人権擁護委員連合会等と県の関係部局が互いに情報共有等を行い、公的機関の機能が相乗的に發揮していけるよう、連携・協働の強化を図っていきます。
- 「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づいて、県事業の取組の結果等を年次報告としてまとめ、広く県民にその内容を周知するとともに、次年度以降の人権施策の推進に活かしていきます。
- 平成 24 年度に実施した「人権問題に関する三重県民意識調査」の結果を基に、平成 25 年度に詳細分析を行い、今後の人権教育・啓発等の施策に活用していくとともに、平成 27 年度を目指す「三重県人権施策基本方針」の改定にかかる基礎資料としても活用します。

(施策分野2) 人権意識の高揚のための施策

人権啓発の推進

■ データからみた状況

【関連データ1】三重県人権センター来館者数

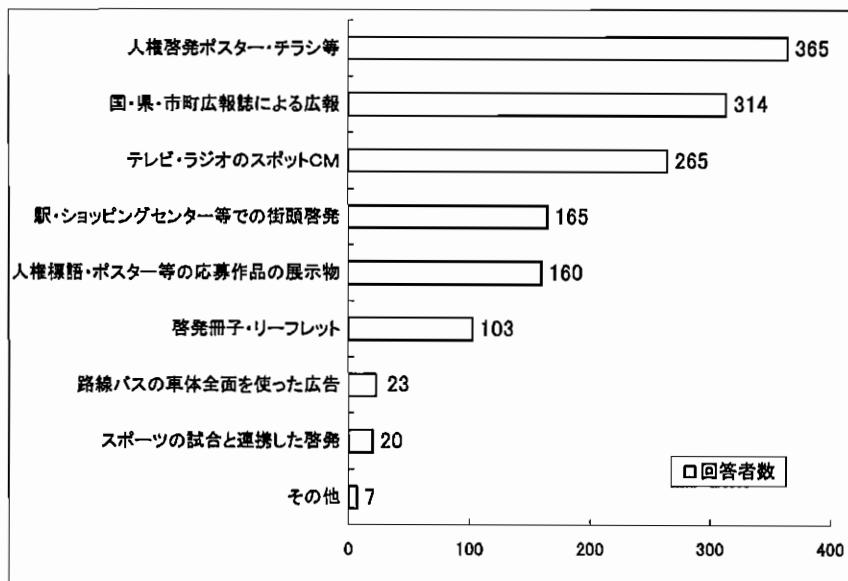
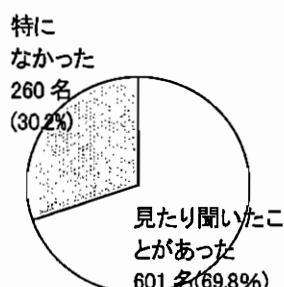


□来館者数

資料:三重県人権センター調べ

【関連データ2】人権に関する啓発の機会（三重県）

資料:「人権が尊重される社会づくりに関するe-モニターアンケート」(平成24年度)



□回答者数

データに関するコメント

【関連データ1】三重県人権センターは、人権尊重の思想を県民に広く普及していくための人権啓発の拠点施設として、平成8年に開設されました。同センターでは、常設展示室、多目的ホール、図書室等の啓発施設を活用するとともに、定期的に企画パネル展示を行うなど、人権啓発に取り組んでおり、年間約3万人の来館者があります。

【関連データ2】「人権が尊重される社会づくり」に関して、e-モニターによりアンケート調査を行ったところ、人権啓発について、最近一年間で人権に関する啓発等を見たり聞いたことがあった方は601名（69.8%）で、特になかった方は260名（30.2%）でした。

【関係法令等の動き】

- 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の制定（平成 12 年 12 月施行）
- 「人権教育・啓発に関する基本計画」の改正（平成 23 年 4 月）
- 「人権が尊重される三重をつくる条例」の制定（平成 9 年 10 月施行）
- 「三重県人権施策基本方針」の改定（平成 18 年 3 月）
- 「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」の策定（平成 23 年 3 月）

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

(※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正など)

- 国連においては、世界人権宣言が採択された 12 月 10 日を「人権デー」としています。また、国（法務省）においては、12 月 4 日～10 日の一週間を「人権週間」として人権問題を身近な問題としてとらえるよう啓発活動を行っています。
- 人権啓発を効果的に行うため、法務局・地方法務局、都道府県及び都道府県人権擁護委員連合会等を構成員とする「人権啓発活動都道府県ネットワーク協議会」を全ての法務局において構築し、さらにネットワークを市町村レベルにも拡大するため、「人権啓発活動地域ネットワーク協議会」を設置しています。
- 人権啓発活動地域ネットワーク協議会のホームページ (<http://www.moj.go.jp/jinkennet/index.html>) では、各都道府県の啓発活動の予定や報告等を紹介しています。
- 「人権教育・啓発に関する基本計画」に位置づけられている、公益財団法人人権教育啓発推進センターは、民間団体としての特質を生かした人権教育・啓発活動を総合的に行うナショナルセンターをめざし、人権教育・啓発活動を行う各種団体への支援・連携を図り、広く国民に対し、人権に関する情報提供等の活動を行っています。

【三重県の状況】（平成 24 年度の取組状況・課題）

1. 県の主な取組状況

(※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。)

（1）効果的な啓発活動の推進

- ① 三重県人権センターでは、あらゆる差別を解消し、すべての県民の人権が保障される地域社会の実現を図るため、さまざまな啓発事業を行いました。

・企画パネル展事業

特別企画展「東日本大震災～被災地の子どもたちからのメッセージ」展を開催（夏期）。企画パネル展「3.11から学ぶ」（差別をなくす強調月間：11月 11 日～12月 10 日）の開催をはじめ、三重県人権センターアトリウムを活用して各種パネル展示を実施しました。

・人権フォトコンテスト事業

「自分らしく生きる姿・共に生きる姿・命の大切さ」をテーマに募集し、入選作品をパネル化して、三重県人権センター及び各県民センターにおいて展示しました。（応募数 373 点）

・移動人権啓発事業

幅広い人権啓発を実施するため、「連携と協力による包括協定」締結企業等の協力を得て、休日のショッピングセンター等に啓発ブースを設け、普段、人権啓発とかかわりの少ない方々へ、広く呼びかけを行いました（10市町で12回開催）。

また、市町や法務局等と連携した「人権啓発活動地域ネットワーク協議会」においても、啓発活動を行いました。

・街頭啓発事業

市町等と協働して、県内主要駅やショッピングセンターなどにおいて街頭啓発を実施しました。（差別をなくす強調月間及び人権週間）

・ラッピングバスによる啓発

県内の2つのバス路線において、啓発標語等を車体に掲載したラッピングバスを運行し、年間を通じて啓発を実施しました。

・スポーツ組織と連携した啓発

日本女子サッカーリーグ「なでしこリーグ」加盟の「伊賀フットボールクラブくノ一」と連携し、人権啓発冠試合の開催やサッカー教室等での啓発を実施しました。

各県民センターにおいても、市町や各人権擁護委員協議会等と連携して、地域の実情に即した人権講演会や、人権問題に対する理解を深め、各地域で人権啓発を推進するリーダーを育成するための連続講座等を実施しました。

| 機関名 | 事業概要 |
|-----------|---|
| 桑名県民センター | <ul style="list-style-type: none">・北勢地域行政職員人権フィールドワーク H24.11.1 参加者数 34名・映画会 H25.2.23 参加者数 281名 映画「アントキノイノチ」上映 |
| 四日市県民センター | <ul style="list-style-type: none">・北勢地域ミニ人権大学講座（桑名・鈴鹿県民センター共催） H24.9.20～H24.10.25（全6回） 参加者数延べ449名 伊賀日本語の会代表 菊山順子 ほか・人権講演会 H25.2.9 参加者数 120名 じんけんコンサート「あなたに会えてよかったです」 シンガーソングライター う~み |
| 鈴鹿県民センター | <ul style="list-style-type: none">・北勢地域人権まちづくりトップセミナー H24.11.21 参加者数 54名 「差別をなくす社会システムの創造にむけて」 近畿大学人権問題研究所教授 北口末広・人権啓発講演会 H24.12.8 参加者数 300名 「ユニバーサル社会の実現をめざして」 竹中 ナミ |

| | |
|----------|---|
| 津県民センター | <ul style="list-style-type: none"> ・津県民センター管内「ミニ人権大学講座」 H24. 9. 13～H24. 11. 22 (全6回) 参加者数 699名 三重大学教育学部教授 荒川哲郎 ほか ・地域人権まちづくりトップセミナー H24. 8. 3 参加者数 30名 「災害と人権」障がい者は避難所に避難できない 社会福祉法人A J U自立の家わだち コンピューターハウス所長 水谷真 ・津地域「人権講演会」トーク&ライブ H24. 11. 17 参加者数 60名 「知ろうとするより、感じてほしい」 ノンジャンル音楽ユニット RAMO |
| 松阪県民センター | <ul style="list-style-type: none"> ・松阪・伊勢ミニ人権大学講座 (伊勢県民センター共催) H24. 9. 6～H24. 11. 29 (全8回) 参加者 346名 えふらば ファシリテーター 栗本敦子 ほか ・人権トップセミナー H24. 11. 5 参加者 95名 「土地差別調査事件を考える」 近畿大学人権問題研究所教授 奥田均 ・出前人権講座 H24. 5. 30 H24. 6. 2 H24. 8. 7 H24. 12. 3 参加者 301名 「多文化共生社会の実現を目指して～差別事象から学ぶ～」 NPO法人 多文化共生NPO世界人 理事長 具志アンデルソン飛雄馬 ほか |
| 伊勢県民センター | <ul style="list-style-type: none"> ・人権トップセミナー H24. 8. 20 参加者数 33名 「放射性物質とは何か」 三重大学大学院 地域イノベーション学研究科教授 荘田修一 ・人権出前講座 H24. 10. 7 H24. 12. 2 H24. 12. 4 参加者数 164名 「障害福祉についての勉強会 (障害者虐待防止法について)」 志摩市社会福祉協議会 上村方人 ほか |
| 伊賀県民センター | <ul style="list-style-type: none"> ・伊賀地域ミニ人権大学講座 (関係団体・機関と共に) H24. 5. 22～H25. 3. 16 期間中 19講座 参加者数 2,864名 「外国人子弟を通して養う人権意識」 NPO法人日本語支援「てらこや塾」代表 前島格也 ほか ・地域人権まちづくりトップセミナー H25. 1. 25 参加者数 91名 「無縁社会」～現状と取材現場から～ NHKテレビチーフプロデューサー 板垣淑子 ・伊賀地域インターネット差別事象分析調査研究事業 H24. 4. 16～H25. 3. 28 |

| | |
|----------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・伊賀地域人権関係N P O等協働支援事業 H25. 3. 2 参加者 24名 パネルディスカッション「これからの地区懇」 N P O伊賀人権ネット代表 斎田喜比古 ほか |
| 尾鷲県民センター | <ul style="list-style-type: none"> ・東紀州地域ミニ人権大学講座（熊野県民センターと共催） H24. 10. 4～H24. 12. 11（内 尾鷲管内開催 4回） 参加者数 276名 「同和問題」 公益財団法人反差別・人権研究所みえ研究員 原田朋記 ほか ・人権トップセミナー H24. 11. 16 参加者数 58名 「これからの人権・同和行政を考える」 社団法人部落解放・人権研究所理事 友永健三 ・みんなでつくる啓発ツール 人権に関する絵・ポスター・標語を募集しカレンダー作成 |
| 熊野県民センター | <ul style="list-style-type: none"> ・東紀州地域ミニ人権大学講座（尾鷲県民センターと共催） H24. 10. 4～H24. 12. 11（内 熊野管内開催 4回） 参加者数 203名 「同和問題」 曹洞宗法光寺住職 伊藤訓之 ほか ・紀南地区人権トップセミナー H25. 1. 21 参加者数 23名 「子どもの人権・『いじめ』問題の克服のために」 大阪教育大学教職教育研究センター長 島善信 ・人権講演会 H24. 11. 15 参加者数 200名 「ピンチをチャンスに変える ポジティブ・シンキング」 落語家 三遊亭亜郎 ・出前人権講座 H25. 2. 15 参加者数 49名 「職場の人権について～ハラスメントのない職場づくり より よい人間関係を築くために～」 公益財団法人反差別・人権研究所みえ 本江優子 |

各市町での啓発事業の開催状況を踏まえて、啓発内容を工夫していく必要があります。[人権啓発事業／環境生活部人権センター、各県民センター]

② 県民の人権意識の高揚を図るため、県広報紙「県政だよりみえ」で連載コラム「シリーズ人権」のコーナーを設け、1年間継続して啓発を行いました。

また、「差別をなくす強調月間」にちなんで、11月号では特集「災害と人権」と題し、人権が尊重される社会づくりの一環として、災害時に人権を守るためにの取組を紹介しました。

今後も、人権に関する身近なテーマや取組を紹介するなど、読者の共感が得られるような工夫をしていく必要があります。[県政だより事業／戦略企画部広聴広報課]

（2）多様な主体との協働による啓発活動の推進

① 関係機関との連携により県内の企業・団体等への人権啓発訪問を実施し、人権意

識の高揚に向けた啓発を行いました。また、県内の企業・事業所等を対象とした人権講演会「企業と人権を考える集い」（参加者 74 人／42 社・団体）と「人権啓発懇話会総会講演」（参加者 91 人／43 社・団体）を開催しました。

引き続き、啓発訪問や講演会等を行い、社内研修等企業の自主的な取組を促進していく必要があります。〔企業啓発推進事業／雇用経済部雇用経済総務課〕

- ② 三重県人権擁護委員連合会へ委託し、人権に関する紙芝居や手作りの人形など工夫を凝らした啓発資材による親しみやすい啓発活動を幼稚園、保育所、小学校、高齢者施設等で 347 回実施しました。

今後も、「人権が尊重される三重をつくる条例」の目的を実現するため、啓発の対象を明確にした、心に響く手法等を工夫していく必要があります。〔地域に密着した普及啓発事業／環境生活部人権課〕

2. 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

（※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。）

（1）民間の取組事例（取組事例の紹介）

○ [企業]

（事例 1）県との「連携と協力による包括協定」に基づいて、三重県人権センターの移動人権啓発事業に協力している企業があります。

その企業は、経営しているショッピングセンター内的一部を、啓発コーナーとして休日に無償で提供しています。三重県人権センターは、そのコーナーで啓発パネル等を掲示したり、アンケートを実施したりして啓発活動を行いました。その結果、普段、人権啓発と関わりの少ない方々にも、広く呼びかけを行うことができました。

○ [NPO・団体等]

（事例 1）地域の企業、宗教団体、医師会、労働組合、行政職員、教職員等が集結し、同和問題をはじめとした一切の差別をなくすための継続的な活動に取り組んでいる団体があります。毎年、研修会の開催（年 2 回）とともに、「反差別のつどい」を開催し、広く市民に学習の機会を提供しています。また、啓発横断幕を手作りで作成し、地域のお祭りに掲げたり、駅周辺に常時設置するなど、継続的な啓発活動にも取り組んでいます。

（事例 2）地域住民とともにイベントを開催し、歌やダンス、メッセージの発表、人権バンドによるコンサートなどの企画を通して、共生社会の実現に向けた取組を行っている団体があります。

（事例 3）障がい者施設の利用のことや、施設での活動についての理解を図るために、地域の住民が気軽に来所してもらえるようなショップ型の施設を運営したり、ショッピングセンターの駐車場等で移動販売を実施したりして、啓発活動を行っている団体があります。

(2) 市町の取組事例（取組事例の紹介）

※ 地方委託事業および人権啓発活動推進事業等から抜粋しています。

※ 【活】地域人権啓発活動活性化事業

| 市町名 | 事業概要 |
|------|---|
| 桑名市 | <ul style="list-style-type: none"> ・多度地区 総会記念講演会 H24. 6. 7 参加者数 101 名 「出会い！つながり！やってみよう！」 公益財団法人反差別・人権研究所みえ 金原正紀 ・8月 10 日 「人権を確かめあう日」 街頭啓発 参加者 101 人 桑名駅前はじめ市内 10 か所での街頭啓発 ・人権・同和問題学習講座 H24. 10. 6 参加者数 29 名 「怒らないで子育て～ココロとカラダのリラクゼーション～」 クプクプ工房主宰 日比野一子 ・人権・同和問題学習講座 H24. 10. 12 参加者数 52 名 「反差別の生き方をめざして」 公益財団法人反差別・人権研究所みえ研究員 原田 朋記 ・人権・同和問題学習講座 H24. 10. 20 参加者数 13 名 「ブラジル料理を通して絆を深めよう！」 NPO法人愛伝舎 米川アンジェリカ ・人権・同和問題学習講座 H24. 10. 25 参加者数 44 名 「おとの学び～部落差別をなくす主体者として～」 公益財団法人反差別・人権研究所みえ研究員 本江 優子 ・人権・同和問題学習講座 H24. 11. 10 参加者数 28 名 「オンナ？オトコ？性同一性障害のホントのトコロ」 NPO法人S E A N理事 佐倉智美 ・人権・同和問題学習講座 H24. 11. 1 参加者数 13 名 「フィールドワーク」 大阪人権博物館 ・多度地区 人権週間のつどい H24. 12. 5 参加者数 100 名 公益財団法人反差別・人権研究所みえ主任研究員 川本伸司 ・人権週間街頭啓発 H24. 12. 4 参加者 91 名 桑名駅前はじめ市内 10 か所での街頭啓発 ・2012 人権フェスタ in くわな 人権講演会 H24. 12. 8 参加者数 420 名 「震災と人権～東日本大震災をふまえて～」 TBSテレビ報道局解説・専門記者室長 杉尾秀哉 ・長島地区 人権講演会 H25. 1. 25 参加者数 100 名 「あなたはかけがえのない存在なのだから～安心して生きる道～」 僧侶 川村妙慶 |
| いなべ市 | <ul style="list-style-type: none"> ・人権の花運動【活】 いなべ市立笠間小学校 ・「愛、そして絆」映画会 |

| | |
|------|---|
| | <p>H24. 7. 13 映画「ライフ - いのちをつなぐ物語 - 」 参加者数 228 名</p> <p>H24. 7. 20 映画「一枚のハガキ」 参加者数 356 名</p> <p>H24. 7. 27 映画「フラガール」 参加者数 164 名</p> <p>H24. 8. 3 映画「星守る犬」 参加者数 227 名</p> <p>・「いのち・愛」をテーマにした人権講座</p> <p>H24. 8. 24 猿まわし芸人 村崎太郎 参加者数 32 名</p> <p>H24. 9. 8 保育士 勢川輝樹 参加者数 25 名</p> <p>H24. 9. 21 元体育教師 腰塚勇人 参加者数 34 名</p> <p>H24. 10. 6 大船渡市公民館館長 吉田忠雄 参加者数 45 名</p> <p>H24. 11. 16 童話作家 矢崎節夫 参加者数 66 名</p> <p>・第8回いなべ市民人権フェスティバル</p> <p>H24. 12. 9 各種パネル展示コーナー 人権標語&ポスター入賞者表彰式 アニメ映画「おまえうまそだな」上映 来場者 328 名 劇団「員弁川」公演 来場者 433 名</p> |
| 木曽岬町 | <p>・インターナショナルデー H24. 6. 9 対象 小学生・一般 320 名余</p> <p>・人権啓発映画会 H24. 12. 9 参加者数 174 名 映画 「カール爺さんの空飛ぶ家」</p> <p>・人権講演会 H25. 2. 24 参加者数 82 名 「言葉は魔法・宝物～言葉ひとつでこう変わる～」 フリーアナウンサー 羽川英樹</p> <p>人権作文優秀者の発表及び表彰 中学生 2名</p> |
| 東員町 | <p>・講演会 H24. 12. 9 参加者数 280 名 「希望し努力し感謝して生きようと鼓は響く」 瑞宝太鼓</p> <p>・研修会 H25. 3. 23 参加者数 39 名 「差別を許さない人ととのつながりをめざして」 公益財団法人反差別・人権研究所みえ事務局長 大谷徹</p> <p>・研修会 H25. 3. 13 参加者数 28 名 「職場における男女共同参画」 三重県男女共同参画センター（フレンテみえ）所長 柏木はるみ</p> <p>・人権標語コンクール（選考会 H24. 12. 9、参加人数 685 名）</p> |
| 四日市市 | <p>・じんけんフェスタ 2012 H24. 12. 1～H24. 12. 2</p> <p>人権講演会、人権啓発映画上映、人権のひろば展等 参加者数 延べ 4,897 名</p> <p>・人権啓発リーダー養成講座（H24. 6～H24. 12） よっかいち人権大学 「映画『珈琲とエンピツ』上映会と講演」 映画監督 今村彩子 ほか7講座 参加者数延べ 1,386 名</p> <p>ステップアップ講座 「人権の基本」</p> |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------------|--|--------------|------------|----------|-----------|--------|-------------|-----|-------------|----------------------------|--------|---------------------------|--------|---------------------|------|---------------------|------|
| | <p>NPO 法人市民社会研究所代表 松井真理子 ほか3講座 参加者数延べ 33名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習機会提供事業 (H24. 6～H25. 3) <table border="0"> <tr> <td>女性のための自己尊重講座</td> <td>参加者数延べ 61名</td> </tr> <tr> <td>DV防止セミナー</td> <td>参加者数 284名</td> </tr> <tr> <td>男女共同参画</td> <td>参加者数延べ 119名</td> </tr> <tr> <td>映画会</td> <td>参加者数延べ 342名</td> </tr> </table> ・人権教育・啓発用冊子 (H24. 5～H25. 3) <table border="0"> <tr> <td>障害がある人の人権 初級編 (A4, 10 ページ)</td> <td>5,000部</td> </tr> <tr> <td>男女共同参画 中・上級編 (A4, 16 ページ)</td> <td>3,000部</td> </tr> <tr> <td>障害者の人権 (A4, 58 ページ)</td> <td>500部</td> </tr> <tr> <td>高齢者の人権 (A4, 41 ページ)</td> <td>300部</td> </tr> </table> | 女性のための自己尊重講座 | 参加者数延べ 61名 | DV防止セミナー | 参加者数 284名 | 男女共同参画 | 参加者数延べ 119名 | 映画会 | 参加者数延べ 342名 | 障害がある人の人権 初級編 (A4, 10 ページ) | 5,000部 | 男女共同参画 中・上級編 (A4, 16 ページ) | 3,000部 | 障害者の人権 (A4, 58 ページ) | 500部 | 高齢者の人権 (A4, 41 ページ) | 300部 |
| 女性のための自己尊重講座 | 参加者数延べ 61名 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| DV防止セミナー | 参加者数 284名 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 男女共同参画 | 参加者数延べ 119名 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 映画会 | 参加者数延べ 342名 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 障害がある人の人権 初級編 (A4, 10 ページ) | 5,000部 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 男女共同参画 中・上級編 (A4, 16 ページ) | 3,000部 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 障害者の人権 (A4, 58 ページ) | 500部 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 高齢者の人権 (A4, 41 ページ) | 300部 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 菰野町 | <ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発物品作成・配布等 (H24. 10. 14、H24. 11. 3、H24. 12. 3) ・人権の花運動【活】 菰野町立竹永小学校 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 川越町 | <ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発物品の配布 (H24. 12. 4) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 朝日町 | <ul style="list-style-type: none"> ・人権講演会 H25. 2. 9 参加者数 112名 う～みさんじんけんコンサート 「あなたに会えてよかったです」 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 鈴鹿市 | <ul style="list-style-type: none"> ・ヒューマンライツシアター (2012 人権を考える市民のつどい) 「12人の怒れる男たち」 H24. 8. 11 参加者数 350名 人形劇「うみはぷくぷく」 H24. 8. 11 参加者数 240名 ・人権問題講演会 2012 H24. 11. 28 参加者数 360名 「一緒に生きていきましょう～生きるということ～」 家田莊子 ・人権ふれあい劇場 「星の王子さま」 H25. 1. 14 参加者数 450名 ・地区別人権尊重まちづくり講演会 H24. 4～H25. 2 14 地区 参加者数 延べ 707名 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 亀山市 | <ul style="list-style-type: none"> ・街頭啓発事業 (H24. 12. 4、H24. 12. 8) ・人権の花運動【活】 亀山市立神辺小学校 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 津 市 | <ul style="list-style-type: none"> ・人権問題講演会 (H24. 6～H25. 2) 「水平社結成から 90 年・部落問題の今を考える」 人材育成コンサルタント 辛淑玉 ほか 3 講演 参加者数 893 名 ・市民人権講座津ブロック (H24. 8～H24. 9) 「気づくことで高まる人権意識」 公益社団法人三重県人権教育研究協議会事務局員 原裕 ほか 5 講座 参加者数 328 名 ・市民人権講座久居ブロック (H24. 7～H24. 8) 「障がい者の差別の現実に学ぶ」 先天性視覚障がい者の保護者 森本タツ子 ほか 5 講座 参加者数 224 名 ・市民人権講座安芸ブロック (H24. 11) | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|-----|--|
| | <p>「障害者虐待防止法について」 障がい者支援施設 まもり苑生活支援員 本弘直樹 ほか 5 講座 参加者数 242 名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民人権講座一志ブロック (H24. 10) 　「同和問題について」白山市民会館生活相談員 福田信男 　ほか 5 講座 参加者数 188 名 ・啓発物品作成・配布 (H24. 12、H25. 3) |
| 松阪市 | <ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発強調月間 (H24. 6. 1～H24. 6. 30) 【活】 　街頭啓発、人権パネル展 「インターネットにおける人権侵害」ほか ・講演会 H24. 6. 24 参加者数 300 名 　「心をつなぐ集い」 石井めぐみ ・人権関係職員等養成講座 (H24. 8) 　「ワークショップ D E・じんけん練習 1」 　明和町修正小学校 杉山芳弘 ほか 10 講座 参加者数 234 名 ・人権文化フォーラム (H24. 8～H25. 3) 　「東日本大震災から学ぶこと」ほか 10 講座 参加者数 302 名 ・啓発冊子作成・配布 　「希望と誇りあふれるまちへ⑨ 男女がともに輝く社会を」 ・人権問題についての市民意識調査 ・人権の花運動【活】 松阪市立阿坂小学校 |
| 多気町 | <ul style="list-style-type: none"> ・講演会 H24. 8. 27 参加者数 160 名 　「いのちのバトンタッチ～映画『おくりびと』によせて～」 　青木新門 ・啓発資料作成・配布 |
| 明和町 | <ul style="list-style-type: none"> ・講演会 H24. 12. 2 参加者数 150 名 　福祉と人権のまちづくり講演会「夢をあきらめない」 　石黒由美子 (シルケイズドスティング 北京オリンピック日本代表) ・街頭啓発活動 (斎王まつり ほか) |
| 大台町 | <ul style="list-style-type: none"> ・映画会 H25. 2. 3 参加者数 100 人 　映画「パートナーズ」上映 ・啓発チラシ作成・配布 (H24. 12) ・啓発物品作成・配布 (H25. 2. 3) |
| 伊勢市 | <ul style="list-style-type: none"> ・講演会 H24. 8. 12 参加者数 240 名 　「ほめ達人」が人と組織を活性化 　～あたなのまわりにはダイヤの原石がいっぱい～ 　有限会社 C's 代表取締役 西村貴好 ・障害者週間啓発推進事業 　街頭啓発活動による「障害者週間」の周知 H24. 12. 2 　障がい者が作製した自主製品・陶芸作品の展示 H24. 12. 3～H24. 12. 9 ・人権啓発推進事業 |

| | |
|-----|---|
| | <p>「差別をなくす強調月間」に合わせ、企業へ啓発訪問 H24. 11. 8～H24. 11. 9</p> <p>公共施設、文化祭での啓発物品の配布 H24. 11. 3～H24. 12. 16</p> <p>街頭啓発活動による「障害者週間」の周知 H24. 12. 4</p> |
| 鳥羽市 | <ul style="list-style-type: none"> ・研修会 H24. 6. 2 参加者 140 名 「今日の部落問題の現状と忌避意識」 公益財団法人反差別・人権研究所みえ 松村元樹 ・映画会 H24. 6. 16 参加者 104 名 男女共同参画連携映画祭「うさぎドロップ」上映 ・連続講座 H24. 9. 28/10. 12/10. 19 参加者 延べ 38 名 「女性のための mini 自己主張トレーニング」 フレンテみえ 職員 2 名 ・市内小・中学生人権作品 応募作品数 259 点 夏休み宿題として応募後、人権週間に合わせて展示 ・ひだまりフェスタ啓発 H24. 10. 21 参加者 約 150 名 人権擁護委員、市虐待防止ネットワークと連携し、啓発 物品の配布及び作成(風車作成ブース) ・一日地区啓発 人権擁護委員による人権教室開催 H24. 11. 28 菅島地区 菅島保育所、菅島小学校 参加者 42 名 H25. 1. 24 桃取地区 桃取小学校 参加者 26 名 ・街頭啓発 H24. 12. 4 鳥羽駅周辺での啓発物品配布 ・DV 啓発 H25. 1. 16 参加者 鏡浦中学校 3 年生 人権擁護委員による DV 教室開催 ・男女共同参画講演会 H25. 2. 15 参加者 37 名 「一人ひとりが輝くまちづくり」 NPO 法人市民社会研究所代表理事(四日市大学総合政策学部教授) 松井真理子 ・広報とばコラム「人権文化の花を咲かせよう」掲載 隔月 1 日号 |
| 志摩市 | <ul style="list-style-type: none"> ・講演会 H24. 11. 29 参加者数 121 名 人権を考える市民の集い 「ダブルハッピネス 辛さが 2 倍なら楽しさも 2 倍！」 NHK 教育 ourvoices レギュラー司会 フェンシング元日本代表 杉山文野 ・啓発物品作成・配布 (H24. 11. 29、H24. 12. 4、H24. 12. 6) |
| 玉城町 | <ul style="list-style-type: none"> ・講演会 H24. 12. 9 参加者数 280 名 「100 人の村・あなたもここに生きています」作家 池田香代子 ・啓発物品作成・配布 ・人権の花運動【活】 玉城町立田丸小学校 |

| | |
|------|---|
| 度会町 | ・度会町文化人権教育講演会 H24. 11. 9 参加者数 約 150 名 「真の笑いは平等な心から」 桂文福 |
| 南伊勢町 | ・人権講演会 H24. 8. 26 参加者数 413 名 「疑惑は晴れようとも～松本サリン事件の犯人とされた私～」 河野義行 |
| 大紀町 | ・人権教室 「仲よしお話会」 H24. 10. 18 ななほ保育園 参加者…園児とその保護者 内容…人権紙芝居 歌と踊りを楽しむ 折り紙 バルーン人形と遊ぶ ・講演会 大紀中学校区人権教育推進協議会主催 H24. 8. 29 「老いの風景」 渡辺 哲雄 大宮中学校区人権教育推進協議会主催 H24. 11. 30 「いのちのうた こころのうた」 沢 知恵 ・「第3回大紀ふれあいまつり」 H24. 11. 11 人権ブース設置 啓発物品配布 |
| 伊賀市 | ・地区人権啓発草の根運動推進会議講演会 H24. 6. 3 ほか全 20 地区 参加者数 2,500 名 ・人権を考える市民の集い（上野） H24. 12. 1 参加者数 700 名 心の窓を少し拓いて～身近な人権を考える～ 大阪府貝塚市立貝塚小学校学校長 明石一朗 ・部落解放・人権大学講座 H24. 8. 24 参加者数 41 名 「おとなの学び～部落差別をなくす主体者として～」 公益財団法人反差別・人権研究所みえ研究員 本江優子 ほか 5 講座 ・保護者と子どもの命・愛・人権ふれあい学習会 H24. 5. 15 ほか 参加者数延べ 81 名 ・差別をなくすいがまちの集い H24. 11. 16 参加者数 369 名 「寝た子を起こして、仲よくごはん」 大学職員 川崎那恵 ・2012 しまがはら人権のつどい H24. 11. 24 参加者数 79 名 「輝いて生きる」 シンガーソングライター／カウンセラー 南修治 ・阿山地区人権フェスティバル 2012 H24. 11. 17 参加者数 293 名 「人生あきらめたらあかん！ ゴスペルソングに救われて」 ゴスペル歌手 市岡裕子 ・おおやまだ人権フェスティバル 2012 H24. 12. 9 参加者数 215 名 「東日本大震災と人権～被災地の現状と社会的弱者～」 NPO 人権センターHORIZON 代表 片岡遼平 ・2012 人権のつどい（青山） H24. 12. 8 参加者数 296 名 「福を運んだ人形つかい」 徳島芝原生活文化研究所代表 辻本一英ほか ・人権学習会 H25. 2. 15 参加者数 131 名 「トーク＆コンサート」 小池千鶴子＆リトルギャルズ |

| | |
|-----|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・人権・同和問題地区別懇談会 参加者数延べ 3,889名 ・啓発資料物品作成・配布 (H24. 11) 「東日本大震災と人権～被災地の現状と社会的弱者～」 NPO 人権センターHORIZON 代表 片岡遼平 ・2012 人権のつどい(青山) H24. 12. 8 参加者数 296名 「福を運んだ人形つかい」徳島芝原生活文化研究所代表 辻本一英ほか ・人権学習会 H25. 2. 15 参加者数 131名 「トーク＆コンサート」 小池千鶴子＆リトルギャルズ ・人権・同和問題地区別懇談会 参加者数延べ 3,889名 ・啓発資料物品作成・配布 (H24. 11) |
| 名張市 | <ul style="list-style-type: none"> ・啓発資料作成 「人権尊重をくらしのなかに (2012 年版)、世界人権宣言採択 65 周年記念 カレンダー、人権 P B II⑤ 「セクシャル・ハラスメント」、「心ひらこう」 2013 年版 ・人権講演会 H25. 1. 27 参加者数 141名 「私が震災で見てきたもの～災害時の課題と解決法をさぐる ～『地域のつながりと防災力』」 NPO 法人 女性と子ども支援センター ウイメンズネット・こうべ代表理事 正井礼子 ・人権の花運動【活】 名張市立国津小学校 |
| 紀北町 | <ul style="list-style-type: none"> ・街頭啓発、啓発物品・配布等 (H24. 12. 6) ・人権講演会【活】 H24. 11. 22 参加者数 184名 「笑いと情けが 人の輪をひろげる」と題して 三代目 林家染二の講演&落語 |
| 尾鷲市 | <ul style="list-style-type: none"> ・尾鷲市立林町会館による人権講演会 H24. 5. 13 参加者数 60名 「違いを楽しみ力にかえる～多文化共生 “新” 時代」(構成：講演 60 分、落語 30 分) 羽衣国際大学産業社会学部准教授 J. A. T. D にしゃんた ・第 64 回人権週間に伴う啓発活動 H24. 12. 5 市内スーパー前で、啓発物資を配布 (ボールペン、メモ帳等 250 セット)。参加者約 20 名 (尾鷲市人権擁護委員・津地方法務局熊野支局職員・尾鷲県民センター職員・尾鷲市職員等) ・紀北地域人権教育研修会 (① 校長研修会 H25. 1. 11 (23 名) ②教頭研修会 H25. 1. 24 (25 名) ③全教職員 H24. 12. 27 (51 名)) 「子どもたちの自尊感情や学習意欲を向上させるための効果的な学校づくり・地域づくりの取組について」 ① ② : 奈良県人権教育研究協議会 会長 大寺和男 ③ : 大阪教育大学 教授 園田雅春 ・巡回人権講座 H24. 11. 20 参加者数 17 名 |

| | |
|-----|--|
| | <p>「高齢者の人権」 社会福祉士 山本雄一</p> <ul style="list-style-type: none"> 人権講演会（尾鷲市PTA連合会と共催） H25.2.24 参加者数 109名 「子どもの育ちと自己肯定感」 <p>NPO法人フリースクール三重シューレ 代表 石山佳秀</p> |
| 熊野市 | <ul style="list-style-type: none"> 人権講演会&コンサート H24.11.17 参加者数 200名 「三遊亭亜郎のミュージカル落語～ピンチをチャンスに変えるポジティブ・シンキング～」 三遊亭亜郎 人権の花運動【活】 熊野市立金山小学校 啓発物品作成・配布 (H24.12.4) |
| 御浜町 | <ul style="list-style-type: none"> 講演会 H24.11.14 参加者数 71名 「地域の子育ち支援者」 NPO法人子どもステーションくまの理事長 田岡陽子 標語を貼った啓発物品の配布 講演会 H25.2.21 参加者数 70名 三重大学大学院准教授 川口淳 |
| 紀宝町 | <ul style="list-style-type: none"> 人権講演会 H24.11.6 参加者 220名 「日本とチベット 異文化を超えて」 バイマーヤンジン 人権講演会 H25.1.27 参加者 300名 私が「あきらめない心」を語るなら ～マイナスをプラスにして努力する～ 佐野 有美 |

※地方委託事業のほか、各市町独自で人権にかかる講演会・研修会や街頭啓発等の啓発推進にかかる取組を実施しています。

■ 今後の取組方向（平成25年度以降の取組方向）

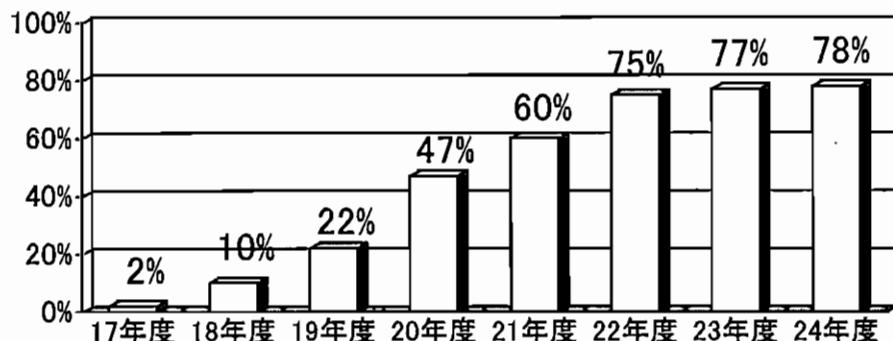
- 「人権が尊重される三重をつくる条例」に基づき、人権啓発の推進について、多様な主体と連携を図り、さまざまな人権課題に対し、より一層の啓発活動の推進に努めています。
- 人権啓発の拠点施設である三重県人権センターにおいては、常設展示や図書室などの機能を有効活用した啓発を推進するとともに、人権ポスター・人権メッセージの募集など、大人から子どもまで各年齢層に応じた多様な手法による啓発活動を推進していきます。
また、市町や地域防災総合事務所・地域活性化局と連携し、県内各地域の特性を活かした人権啓発活動を推進します。
- 路線バスでのラッピングバスの運行やスポーツ組織と連携した人権啓発イベント、商業施設や地域のイベントでの移動人権啓発等、親しみやすく地域に密着した人権啓発を実施します。また、テレビ・ラジオスポット等のメディアを活用した人権啓発を実施します。

(施策分野2) 人権意識の高揚のための施策

人権教育の推進

■ データからみた状況

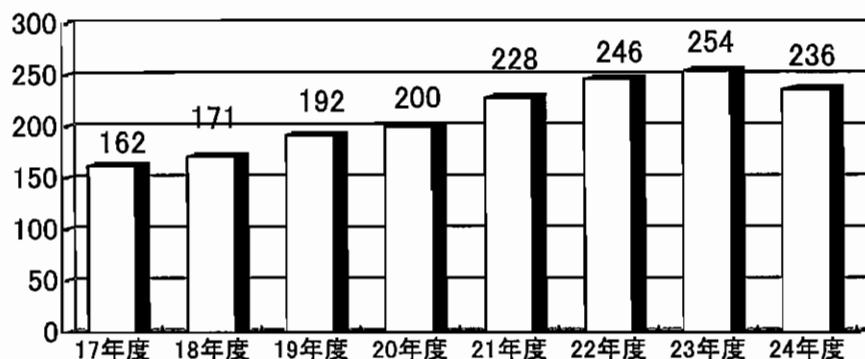
【関連データ1】「人権教育推進協議会」が、保護者や地域住民を対象に人権意識を高める活動に取り組んでいる割合



資料:三重県教育委員会調べ

※人権教育推進協議会：人権教育を推進するために、学校と保護者・地域住民が連携して取り組むことを目指して、各中学校区及び県立学校に設置された協議会。

【関連データ2】人権問題に取り組んでいる児童生徒のサークル等の数



資料:三重県教育委員会調べ

データに関するコメント

【関連データ1】学校や地域において、校区住民を対象に、人権に関する体験的な活動、講演会・学習会等の啓発的な活動などの人権意識を高める活動に取り組んでいる「人権教育推進協議会」の割合は、着実に増えました。

【関連データ2】人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながることを目標として、人権問題を取り組む児童生徒たちが、中学校や高等学校を中心に多くの学校のサークルの中で活動しました。

【関係法令等の動き】

- 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の制定（平成 12 年 12 月施行）
- 「人権教育・啓発に関する基本計画」の改正（平成 23 年 4 月）
- 「三重県教育ビジョン」の策定（平成 22 年 12 月）
- 「三重県人権教育基本方針」の改定（平成 21 年 2 月）
- 「人権教育ガイドライン」の作成（平成 22 年 3 月）

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

(※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正など)

- 国連は、人権教育を強化するため「人権教育のための世界計画」を 2005（平成 17）年からスタートさせ、その第 1 段階として、2005（平成 17）年から 2009（平成 21）年まで、初等・中等学校制度における人権教育に取り組んできました。

さらに、2010（平成 22）年から 2014（平成 26）年までを第 2 段階として、高等教育とあらゆる教員、教育者、公務員、法執行官、軍関係者の人権教育に取り組むこととされています。

- 国においては、平成 14 年に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、人権教育・啓発に関する施策を推進しているところですが、依然としてさまざまな人権問題が生じています。
- 国はこうした現状を踏まえ、「人権教育の指導方法等の在り方に関する調査研究会議」を設置し、人権教育の指導方法等の在り方について、平成 16 年から 20 年にかけ、3 次にわたるとりまとめを公表しました。

そのとりまとめに基づき、文部科学省は全国的な教育委員会・学校の取組状況調査を実施し、平成 21 年 10 月に「人権教育の推進に関する取組状況の調査結果」を公表しました。また、人権教育に関する特色ある実践事例を、ウェブサイトにて紹介しています。

【三重県の状況】（平成 24 年度の取組状況・課題）

1. 県の主な取組状況

(※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。)

（1）カリキュラム、教材、手法の開発

- ① 人権学習教材「わたし かがやく」を有効活用するための情報発信や教職員対象の連続講座を行いました。また、人権学習指導資料「気づく つながる つくりだす」の活用促進のため、県立学校の教職員を対象にシンポジウム及び連続講座を実施しました。

また、平成 25 年 3 月に市町教育委員会へ配付した「人権教育推進のための教職員研修の充実をめざして～研修プラン集～」の活用促進を図る必要があります。[広報研究事業／教育委員会人権教育課]

（2）人材の養成と活用

- ① 公益財団法人反差別・人権研究所みえが実施する三重県人権大学講座等への派遣

や市町教育委員会等における人権教育推進に関するインターンシップを実施しました。(派遣数4人)

また、子どもの自尊感情や学習意欲を高めるための地域連携の仕組みである「子ども支援ネットワーク」(注)構築の要となる推進教員に対して、校種間連携や多様な主体との協働等、実践的場面において育成支援しました。〔推進教員育成事業／教育委員会人権教育課〕

(3) 自主的学習の促進

① 県内6地区において、県立学校で取り組まれている能動的な人権学習について実践研究校3校を含む6校が取組の成果を発表し、それを受け、生徒及び教員が意見交流を行う「人権まなびの発表会」を開催しました。今後も、各学校での取組内容の充実を図るため、実践事例の提供等の支援を行っていく必要があります。〔人権感覚あふれる学校づくり事業／教育委員会人権教育課〕

(4) 学校教育における人権教育の推進

① 指導主事等が、各市町教育委員会や学校等を訪問し、研修の支援、人権教育推進計画および人権教育カリキュラムの検討、授業内容の充実、児童生徒による人権活動への助言等に取り組みました。

今後も、市町教育委員会等との連携をさらに深め、各地域の実態を把握し、学習内容等の充実を図っていくことが必要です。〔人権教育活動事業／教育委員会人権教育課〕

② 児童生徒の主体的・実践的な人権学習の充実や教育的に不利な環境のもとにある児童生徒の学力を向上させることで、すべての児童生徒の学力・進路を保障する取組の充実をめざし、大学の研究者等と連携して実践研究に取り組みました。今後は、子どもたちの望ましい人間関係を形成し、一人ひとりの存在や思いが大切にされる学校づくりを推進するため、人権学習指導資料の活用促進を図るとともに、大学等の研究者と連携した実践的研究等を行い、それらの取組や成果を広く県内に公開、発信する必要があります。〔人権感覚あふれる学校づくり事業／教育委員会人権教育課〕

(5) 社会教育における人権教育の推進

① 県内29市町に対し文書による人権教育の実態把握を行うとともに、市町を訪問し、各地の推進状況や教育集会所等の活用状況を把握しました。〔人権教育活動事業／教育委員会人権教育課〕

② 市町人権教育主管課長会議を2回開催し、市町教育委員会との連携した人権教育の総合的な推進について、情報交換を行い、情報の共有化を図りました。

今後は、学校・家庭・地域が一体となって取り組む人権教育を推進していくため、市町教育委員会とより連携を深めていく必要があります。〔人権教育活動事業／教育委員会人権教育課〕

③ 人権教育推進協議会の再整備が進み、中学校区において人権教育の内容を共有したり、意見交換をしたりする組織体制が整いました。

今後は、「子ども支援ネットワーク」として子どもたちの学びを保障する取組を拡げていく必要があります。〔社会人権教育総合推進事業／教育委員会人権教育課〕

(6) 企業・民間団体における人権教育の推進

① 関係機関との連携により県内の企業・団体等への人権啓発訪問を実施し、人権意識の高揚に向けた啓発を行いました。また、県内の企業・事業所等を対象とした人権講演会「企業と人権を考える集い」(参加者 74 人／42 社・団体) と「三重県人権啓発懇話会講演会」(参加者 91 人／43 社・団体) を開催しました。

引き続き、啓発訪問や講演会等を行い、社内研修等企業の自主的な取組を促進していく必要があります。〔企業啓発推進事業／雇用経済部雇用経済総務課〕

② 三重労働局と連携し、県内の企業・事業者向けに「公正採用選考研修会」を開催し、公正採用の徹底などの人権啓発に努めました。

事業所等の理解度を高めるため、引き続き研修会を実施していく必要があります。また、事業所への参加要請にも力を入れていく必要があります。〔雇用主啓発指導／雇用経済部雇用対策課〕

(7) 人権にかかわりの深い職業従事者に対する人権教育の推進

① すべての教職員が人権問題についての認識を深め、すべての学校で人権教育を推進していくために、小中学校及び県立学校の管理職研修会、人権教育推進委員会代表者研修会等を開催しました。

今後も、人権教育を推進するリーダーとしての意識と実践力向上を図るために研修を実施していくことが必要です。〔学校教育研修事業／教育委員会人権教育課〕

② 保健・医療・福祉関係者という人権に関わりの深い職業に従事する人々の人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、研修及び啓発を行いました。

今後も、保健、福祉など人権に関わりの深い職業に従事する人々の人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、研修等を行う必要があります。〔人権問題研究費／健康福祉部健康福祉総務課〕

(8) 人権課題に応じた人権教育の推進

① 「三重県人権教育基本方針」の具体化に向け、人権学習教材及び人権学習指導資料の活用促進や実践事例集などの作成をとおして、「個別の人権問題に対する取組」の推進を図りました。

今後は、人権学習指導資料等を有効活用しながら、子どもや地域の実態に応じた特色ある実践が行われるよう支援をしていく必要があります。〔学校教育研修事業・実践研究事業／教育委員会人権教育課〕

2. 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

（※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。）

(1) 民間の取組事例（取組事例の紹介）

○【企業】

（事例 1）社内研修において、CSRの取組、同和問題、障がい者、高齢者、子ども、セクハラ・パワハラ、外国人の人権を取り上げている企業があります。新人研修においても、入社当初から人権の基本研修を位置づけたり、入社後一定期間を経

てから、人権についてのグループ討議を行っています。また、社内広報誌に人権に関するコラムや、セクハラ・パワハラ防止の記事を掲載しています。

○ [NPO・団体等]

- (事例 1) 公益社団法人三重県人権教育研究協議会は、人権教育の研究・推進に取り組み、教育実践研究の成果や手法等、県内の人権教育の推進に大きな役割を果たしています。県内各地より地域住民、教職員、行政職員等、2日間で 5,500 名を超える参加があり、先進的・具体的な教育実践について「学びあい」が行われました。
- (事例 2) 中学生が少人数で施設利用者とともに作業や生活を行う体験実習を、人権学習の一環として受け入れている社会福祉法人があります。障がい者に対する理解をより身近に感じることにつながっています。
- (事例 3) 毎年、テーマや研修形態を変えて職員研修を工夫している団体があります。平成 24 年度は、「一人ひとりを大切にしよう」というテーマで、参加型のワークショップ研修を実施しました。
- (事例 4) 県内小中学校における各 P T A 組織の 60 %が人権教育に関する研修会を実施しています。また、その 22 %が人権教育推進部等を設置しています。

○ [住民組織]

- (事例 1) 保護者や地域の人々どうしが人権について学び合い、自主的に人権問題を取り組むネットワークの活動が生み出されている地域もあります。

(2) 市町の取組事例（取組事例の紹介）

- 志摩市では、地域の青年等の協力のもと、中学生を対象とした高校・大学体験を行い、子どもたちのキャリア形成や学習意欲の向上を図りました。
- 伊賀市の中学校区では、文部科学省事業等を活用し、人権教育を総合的・系統的に進めるための人権教育カリキュラムを作成し、小中学校 9 年間の見通しをもった人権感覚あふれる学校づくりを進めました。
- 尾鷲市では、学校・家庭・地域が連携して親子学習会や中学校区人権フェスタなどの活動に取り組むことで、子どもの自尊感情や学習意欲の向上がみられました。また、「将来は地元に住みたい」という子どもの割合が増加しました。

■ 今後の取組方向（平成 25 年度以降の取組方向）

- 「三重県人権教育基本方針」に基づき、全ての学校において、教育活動全体を通じ、子どもを主体とする人権教育の充実に努めるとともに、人権についての理解と認識を深め、人権尊重の意識と実践力を養う意欲や態度を育て、一人ひとりの自己実現を可能にする人権教育に取り組みます。
- 平成 25 年 3 月に発行した「人権教育推進のための教職員研修の充実をめざして～研修プラン集～」を県内各市町に周知するとともに、その活用をとおして、各市町教育委員会の実施する研修会等を積極的に支援していきます。
- 日々の教育実践に活かせるよう、「人権教育ガイドライン」を踏まえ、人権学習教材や指導資料の活用促進や開発、人権教育カリキュラムの研究、実践事例の提示などを進め

るとともに、参加体験型の研修なども取り入れ、より実践的な教職員研修を実施しています。

- 人権尊重の地域づくりにおいては、市町教育委員会をはじめ各実施主体がその担うべき役割をふまえ、いじめなど子どもたちを取り巻く課題の解決やその未然防止を図るためにの仕組みづくりやその要となる人材の育成を図ります。

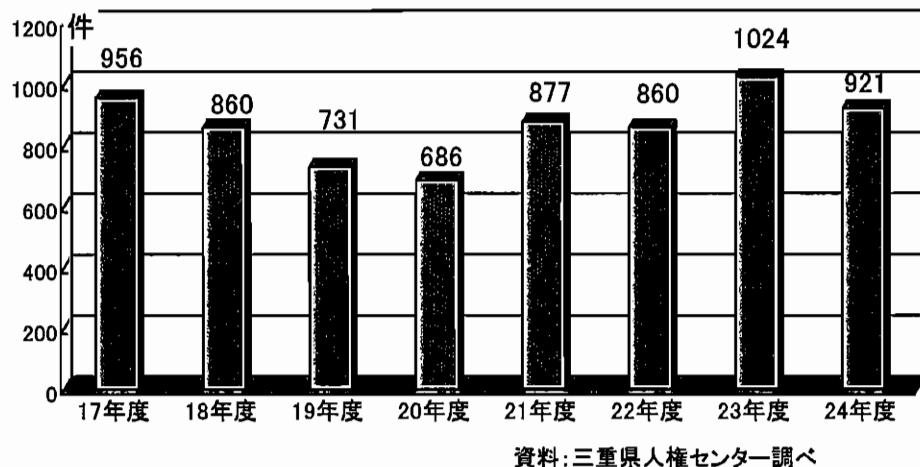
注) 子ども支援ネットワーク

いじめなどによって、安心して学び、生活することを阻害され、学習意欲を奪われている教育的に不利な環境のもとにある子どもたちの学びを保障するため、子どもが生活の基盤を置く中学校区をベースとして、子どもと保護者、地域住民等の多様な主体が一緒に取り組む組織。

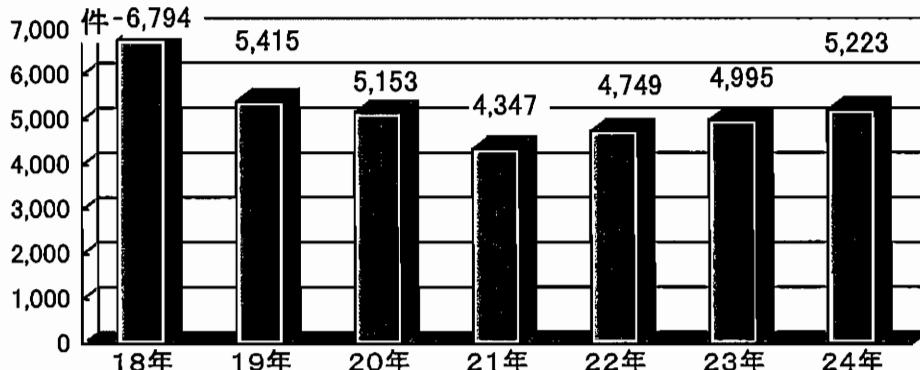
相談体制の充実

■ データからみた状況

【関連データ1】三重県人権センター相談受理件数



【関連データ2】法務省人権相談受理件数（津地方法務局総数）



資料:「法務局及び地方法務局管内別 人権相談件数」(法務省)

データに関するコメント

【関連データ1】三重県人権センターでは、複雑・多様化するさまざまな人権問題の相談に応じています。

平成24年度には921件の相談があり、平成23年度から103件減少しています。近年、心の問題に関する相談が増加しています。

【関連データ2】平成24年において、津地方法務局及び管内の人権擁護委員が取り扱った人権相談の受理件数は、5,223件（職員取扱2,075件、人権擁護委員取扱3,148件）でした。

各種の専門相談機関が設置され、課題に応じた相談体制が整うなかで人権相談件数が減少傾向にありましたが、社会的不安の高まりから数年、増加傾向に転じています。

【関係法令等の動き】

- 「人権擁護委員法」の制定（昭和 24 年 6 月施行）
- 「人権救済制度の在り方について（答申）」（平成 13 年 5 月）
- 「人権が尊重される三重をつくる条例」の制定（平成 9 年 10 月施行）

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

（※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正など）

- 法務省では、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため、全国の各市町村（東京都においては区）に約 14,000 名〔三重県：254 名（平成 25 年 1 月現在）〕の人権擁護委員が配置され、講演会や座談会を開催したり、法務局の人権相談所や自宅などで住民からの人権相談を受けるなど、積極的な活動を行っています。
また、いじめ、体罰、不登校などの子どもをめぐる人権問題に適切に対処するため、人権擁護委員の中から子どもの人権問題を専門的に取り扱う「子どもの人権専門委員」が設けられ、全国で約 950 名の専門委員が配置されています。
- 法務省の人権擁護機関では、高齢者や障がい者をめぐる人権問題の解決を図る取組をさらに強化するため、平成 24 年度は 9 月 10 日～16 日までの 7 日間、全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間を実施しました。期間中は、法務局・地方法務局の本局において、平日の電話受付時間を延長し、また、土曜日・日曜日も電話による相談を受けました。
- 内閣府では、「東日本大震災被災地における女性の悩み・暴力相談事業」として、長引く避難生活や原子力発電所の事故に伴う不安や悩み、配偶者からの暴力（DV）などの相談を受けるため、岩手県、宮城県、福島県と共に電話による相談窓口を開設しています。
- 民事・刑事を問わず法による紛争の解決に必要な情報やサービスを受けられる社会を実現するため、総合法律支援法に基づき、平成 18 年 4 月に「法テラス」が設立され、法的トラブル解決のための総合案内所として相談を受けています。

【三重県の状況】（平成 24 年度の取組状況・課題）

1. 県の主な取組状況

（※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。）

（1）相談窓口の広報と充実

- ① 三重県人権センターにおいて、相談員による電話・面接相談を行うとともに、弁護士による法律相談、臨床心理士によるカウンセリングを実施しました。相談者のニーズに適切に対応するためには、相談員自身の資質向上を図るとともに、相談機関相互の連携を充実させる必要があります。〔人権相談事業／環境生活部人権センター〕
- ② 県内には 10 市 1 町に 38 館の隣保館が設置され、地域住民に対し、生活上の相談、

人権に関わる相談に応じ、適切な援助を行っています。隣保館が地域福祉と人権啓発の拠点施設として、今後もさまざまな相談援助活動を実施していくよう、引き続き支援を行っていく必要があります。〔隣保館運営費等補助金・隣保館事業費補助金／環境生活部人権センター〕

- ③ 児童虐待の一因ともなる若年者の予期せぬ妊娠について、専用電話相談窓口「予期せぬ妊娠「妊娠レスキューダイヤル」」を平成24年11月に開設し、児童虐待の未然防止に努めました。〔若年層における児童虐待予防事業／健康福祉部子育て支援課〕
- ④ いじめ電話相談紹介チラシ「一人で悩まず相談しよう」を平成24年7月、12月、平成25年3月に配布しました。〔生徒指導・進路指導総合連携事業／教育委員会生徒指導課〕
- ⑤ 学校における体罰の問題について、生徒が学校や教員に直接相談しにくい例もあることから、三重県総合教育センターに新たに「体罰に関する電話相談窓口」を平成25年2月に設置しました。〔子どもの心サポート事業／教育委員会研修企画・支援課〕

(2) 関係機関とのネットワーク

- ① 人権にかかる相談に関し、相談担当者の資質向上や相互の緊密な連携を図り、的確かつ迅速に対応することを目的として、人権相談ネットワーク会議（行政・公益法人の19相談機関）を開催しています。

さまざまな人権問題で悩んでいる相談者に適切に対応するためには、各種相談機関による連携が不可欠であり、ネットワークの充実を図る必要があります。〔人権相談事業／環境生活部人権センター〕

- ② 「人権に係わる相談員交流会」を開催し、連携・交流の促進を図りました。
さまざまな人権問題で悩んでいる相談者の課題解決に向けて、身近な地域での相談支援体制が充実するように努めていく必要があります。〔みえ地域人権相談ネットワーク事業／環境生活部人権センター〕
- ③ 児童虐待防止に向け、全ての市町と定期協議を行い、市町要保護児童対策地域協議会へのアドバイザー派遣や市町職員に対する研修等を実施して、市町の児童相談体制の強化を支援しました。引き続き市町の実情に応じた支援を行い、県全体の相談体制の強化を図っていく必要があります。〔児童虐待等相談対応力強化事業／健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課〕
- ④ 県児童相談センター、県教育委員会、県警察本部の3機関が連携して「みえ少年総合相談」を設置し、市町、地域ネットワーク、学校、補導センター等からの相談に応じています。

平成24年度には、関係機関等からの相談にかかるコーディネートはありませんでしたが、児童虐待防止等に的確に対応するため、引き続き、多様な機関による連携が必要です。〔みえ少年総合相談／健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課、教育委員会生徒指導課、警察本部少年課〕

(3) 相談体制づくり

- ① 各種相談事業に従事する相談員（官・民の相談員）に対し、人権に配慮した相談

対応ができるよう、資質向上を図る「人権に係わる相談員スキルアップ講座（16講座）」を開催し、延べ990名の参加者がありました。

今後とも、各種相談担当職員が多様化する相談内容に対応できるよう資質向上を図る必要があります。〔みえ地域人権相談ネットワーク事業／環境生活部人権センター〕

② 公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターでは、被害者本人や遺族、家族等からの総合相談窓口に、派遣警察官及び上級カウンセラーの資格を有する専門のスタッフを配置しているほか、専門的研修を積んだボランティア支援員17名が支援活動を行っています。

被害者のニーズは多岐にわたることから、今後も継続した研修を行い、支援に当たるボランティア支援員等の更なる技能の向上をはかる必要があります。〔犯罪被害者支援体制の整備／警察本部広聴広報課〕

2. 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

（※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。）

（1）民間の取組事例（取組事例の紹介）

○ [企業]

（事例1）社員の人権問題の相談窓口を外部に委託して設置している企業があります。この相談窓口は、家族や関連会社からの相談にも対応しています。

○ [NPO・団体等]

（事例1）県内においてさまざまな人権分野の相談業務が行われています。また、三重県人権センターが開催する「人権に係わる相談員スキルアップ講座」に、延べ990名（平成24年度）が参加しています。

（事例2）母子の健全育成をサポートするため、助産師や看護師、心理カウンセラー、小児科医師などのスタッフによる子育てに関する電話相談や出張相談に取り組んでいる団体があります。

（事例3）18歳までの子ども専用電話「チャイルドライン」を通して、子どもの悩みや相談に応え励ますなど、子どもが自身をエンパワメント^(注)し、権利の主体者として自己決定等の保障をめざして取り組んでいる団体があります。

○ [学校]

（事例1）ハラスメント相談員を置き、ハラスメント相談を受ける体制を整備している学校があります。また、校内でハラスメントが発生しないように、独自の「ハラスメントの防止及び対策に関するガイドライン」を定めたり、リーフレットを発行して、ハラスメントの定義やハラスメントを受けたときの対応について啓発を行っています。

（2）市町の取組事例（取組事例の紹介）

○ 人権擁護委員による「特設人権相談」が、各市町の施設等において実施されています。なお、市町が独自に専門の人権相談窓口を設けているところもあります。

○ 市町の運営する各隣保館において、人権相談、生活相談、職業相談、健康相談、

福祉相談等を隨時実施しています。地域住民に対して、人権に関わる相談、生活上の相談等に応じて適切に助言し、相談の結果必要に応じて関係行政機関・社会福祉施設等に連絡・紹介を行い、適切な支援を行っています。

- 市町の相談担当職員の資質向上に向けて、独自に研修を行っている市町があります。また、三重県人権センターが行う「人権に係わる相談員スキルアップ講座」も活用しています。
- 伊賀市では、児童生徒や保護者からの相談を受け、いじめ、対人関係のトラブル等の問題の早期解決に資するため、平成24年9月から「学校いじめ問題相談員」を設置しました。学校評議員、学校評価委員、教員であった者、青少年団体の指導者その他の教育に関する知識及び経験を有する者等から校長が推薦し、市教育委員会が住民133人を委嘱しました。
- 名張市では、増加傾向のある相談に対応するため、子ども相談室の相談業務を土日や夜間にも受け付けることとしました。
- 鳥羽市では、毎月第2火曜日に人権擁護委員による人権相談所を開設しています。

■ 今後の取組方向（平成25年度以降の取組方向）

- 三重県人権センターにおいてさまざまな人権相談に対応するとともに、相談内容に応じた適切な相談機関の窓口を紹介します。
- 多様化・複雑化する相談内容に的確かつ迅速に対応できる体制づくりをめざして、国、県、市町の相談機関の連携強化や地域における相談ネットワークづくりの支援を進めるとともに、各種機関の相談員の資質や専門性の向上を目的とした研修を実施します。
- 三重県人権センターのホームページ内の「主な人権侵害と救済制度」をはじめ相談ネットワーク機関の紹介や、「人権に係わる相談員スキルアップ講座」の開催案内など、相談に係わるホームページの充実にも努めていきます。
- 三重県児童虐待死亡事例等検証委員会による提言を踏まえ、児童相談所の組織を強化し、法的対応やリスクマネジメントの向上を図るとともに、市町の児童相談体制の強化を支援し、県全体の相談対応力の強化をめざします。

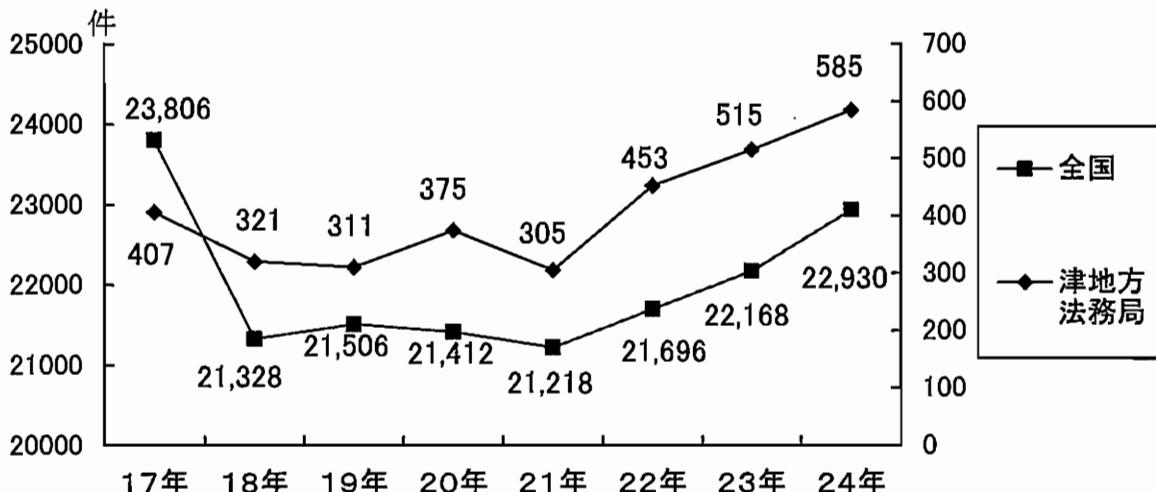
注) エンパワメント

力をつけること。政策・方針決定の場に参画できる能力などを身につけること。また、それによって個人が力を持った存在になること。

さまざまな人権侵害への対応

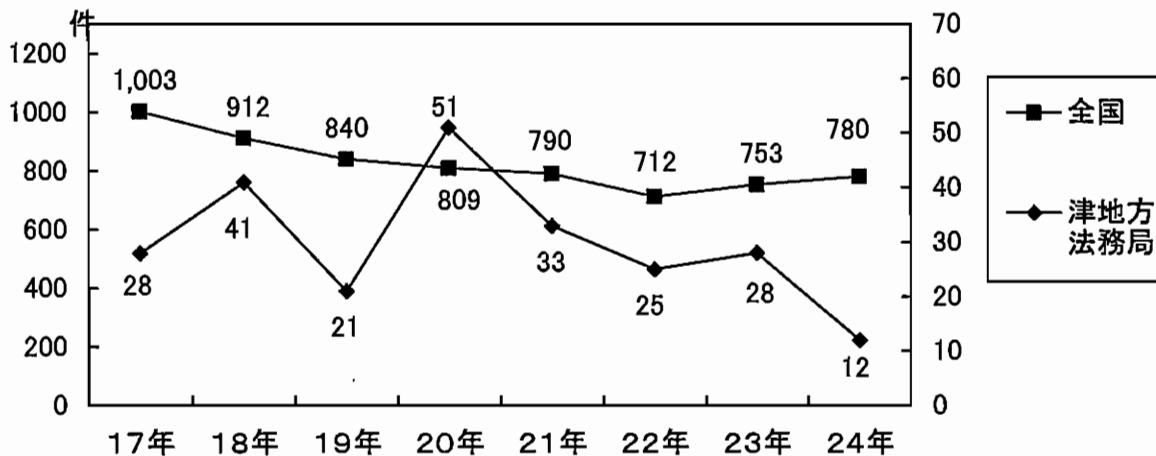
■ データからみた状況

【関連データ1】全国及び県内の人権侵犯事件の新規受理件数



資料：「法務局及び地方法務局管内別人権侵犯事件の受理及び処理件数」法務省

【関連データ2】人権侵犯事件受理件数における差別待遇件数



資料：「法務局及び地方法務局管内別人権侵犯事件の受理及び処理件数」法務省

データに関するコメント

【関連データ1】全国の法務局及び津地方法務局で取り扱った人権侵犯事件の年間受理件数(新規)の推移を示しています。全国の状況は平成17年をピークとして、以降は21,000件半ばで推移していましたが、近年増加傾向となっています。県内の状況は、平成24年が585件となり、平成23年から70件増加しています。

【関連データ2】全国の法務局及び津地方法務局で取り扱った人権侵犯事件の年間受理件数(新規)の内、私人間の差別待遇(女性、障がい者、同和問題、外国人等に関するもの)の推移を示しています。全国では、平成17年以降、年々減少していましたが、近年増加しています。三重県においては、平成24年に大きく減少し、12件になりました。

【関係法令等の動き】

- 「人権侵犯事件調査処理規程」の改正（平成 16 年 4 月施行）
- 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の制定（平成 18 年 4 月施行）
- 「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」の制定（平成 19 年 4 月施行）
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV 防止法）」の改正（平成 20 年 1 月施行）
- 「児童虐待の防止等に関する法律」の改正（平成 20 年 4 月施行）
- 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の制定（平成 24 年 10 月施行）
- 「子どもを虐待から守る条例」の制定（平成 16 年 4 月施行）
- 「三重県 DV 防止及び被害者保護・支援基本計画」の改定（平成 23 年 3 月）
- 「公職選挙法」の改正〔成年被後見人の選挙権・被選挙権の回復（平成 25 年 6 月施行）〕

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

（※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正など）

- 人権の擁護に関する施策を総合的に推進する人権委員会を設置すること等を目的とした「人権委員会設置法案」が、平成 24 年 11 月に国会に提出されましたが、衆議院の解散に伴い廃案となりました。
- 法務省の人権擁護機関は、人権侵犯事件に対する被害者等からの申告を受けて、救済手続を開始します。救済手続の中で、人権侵害の有無を確認するための調査を行い、人権侵害の事実が認められれば、法律上の助言等を行う「援助」等の措置を講じます。
また、地方法務局は「女性の人権ホットライン」や「子どもの人権 110 番」を開設するなど、人権相談を人権擁護委員と連携し実施しています。
- 厚生労働省は、「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議」が平成 24 年 3 月に公表した「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」を踏まえ、職場のパワーハラスメントの実態を把握するとともに、この問題が発生する要因の分析や、予防・解決に向けた課題の検討を行うことを目的として、国として初となる職場のパワーハラスメントに関する実態調査を実施し、平成 24 年 12 月に報告書を公表しました。
- 平成 25 年 5 月に「公職選挙法」が改正され、平成 25 年 7 月以降に公示・告示される選挙から、成年被後見人は選挙権・被選挙権を有することとなりました。
- 鳥取県においては、平成 17 年 10 月に「鳥取県人権救済推進及び手続に関する条例」を制定しましたが、成立直後から多くの意見が寄せられたことから、平成 18 年 3 月に施行を停止し、抜本的な見直しを行いました。

検討の結果、人権侵害に対しては、相談による支援を充実して問題の解決をはかることとして、同条例を平成 21 年 3 月に廃止しています。

- 住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の抑止及び防止を図ることを目的として、事前登録した本人に、住民票の写しや戸籍謄本等を第三者等に交付したことを通知する「本人通知制度」が、平成 22 年 6 月から大阪府狭山市において

全国で初めて始まりました。こうした「本人通知制度」の導入は、全国の市町村に広がりつつあります。

- 国家資格を持つ行政書士等が「職務上請求書」を不正使用して戸籍謄本や住民票の写しを不正取得し、報酬を得て第三者に提供する事件が発生しており、平成24年9月にも不正を行った司法書士等とともに「情報屋」と呼ばれる調査会社が摘発、逮捕されました。

【三重県の状況】(平成24年度の取組状況・課題)

1. 県の主な取組状況

(※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。)

(1) 人権侵害に対応するための取組

① 住民に対し、DV(注)相談窓口やDVに対する支援施策等の周知を徹底することにより、DV事案の潜在化防止に取り組みました。また、女性相談員等の研修を充実させ、より適切な相談対応ができるように取り組みました。データDV防止啓発として高校生等を対象とした啓発講座を実施しました。

DV事案については、複雑化、多様化、深刻化しており、資質向上に向けた専門研修を実施しました。引き続き、啓発に取り組む必要があります。〔DV対策基本計画推進事業（配偶者暴力相談支援センター事業）／健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課〕

② 「子どもを虐待から守る条例」に基づき、11月の「子ども虐待防止啓発月間」において、子ども虐待防止啓発キャンペーンとして、街頭啓発や講演会等を行いました。引き続き、地域社会全体における児童虐待防止の気運を高めていくことが必要です。〔児童虐待等相談対応力強化事業／健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課〕

③ 差別事象の発生の際に、迅速で適切な対応ができるよう、関係機関と連携して、通報連絡体制を整備しています。また、実効性のある人権救済制度の早期確立に向けて国へ要望を行いました。なお、平成24年11月に、「人権委員会設置法案」が国会に提出されましたが、衆議院の解散に伴い廃案となっており、今後も実効性のある人権救済制度の早期確立に向けて取組を継続していく必要があります。〔関連取組（差別事象に対する取組と制度確立に向けた働きかけ）／環境生活部人権課、人権センター他〕

④ インターネット掲示板上の差別的な書き込みについて、県内の同和問題に関するものを中心にモニタリングを行い、差別表現の早期把握と拡大防止に努めました。

また、「ネットモニターリーダー養成講座」を開催し、ネットモラルやメディア・リテラシーの啓発を行うとともに、ネットモニター等の活動を行うグループづくりのキーパーソンとしての役割を担う人材の養成に取り組みました。インターネット上の差別的な書き込み等については、さまざまな主体によりモニタリング活動や相談対応が行われてきましたが、依然として発生しています。そのため、地域においてモニタリング活動やネットモラルに関する教育等が展開されるよう支援していく必要があります。〔インターネット人権モニター事業／環境生活部人権センター〕

(2) 人権侵害への対応に関する啓発と広報

- ① 「女性に対する暴力をなくす運動」にあわせて伊賀市と協働し、「女性に対する暴力防止セミナー」を開催しました。また、三重県男女共同参画センターでは、DVや性別に基づく様々な困難を乗り越えられるよう、自己肯定感を養い、自分らしく生きる視点を養う「自己尊重・自己主張トレーニング」を開催しました。
- DVをはじめとするあらゆる暴力の防止に向けた周知・啓発に努めるとともに、無関心層に対する取組を引き続き強化していく必要があります。〔女性に対する暴力防止総合推進事業／環境生活部男女共同参画・NPO課〕
- ② デートDV防止について、高校生等若者を対象にデートDV防止の出前講座（30回）を実施したほか、県立高校（全日制）の全生徒に「デートDV防止パンフレット」を配布し啓発を行いました。〔DV対策基本計画推進事業費／健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課、女性に対する暴力防止総合推進事業／環境生活部男女共同参画・NPO課〕
- ③ 三重県男女共同参画センター（フレンテみえ）が、県内の高校・大学に通う生徒・学生を対象として、県内初めての「デートDV」に関する大規模調査を実施しました。（調査協力：県立高等学校（全日制）全55校、私立高等学校2校、国公私立大学・短期大学10校）〔男女共同参画センター事業／環境生活部男女共同参画・NPO課〕
- ④ 県内各地の特性を活かした啓発活動を推進するため、各県民センターにおいて、市町や地域の関係機関と連携し、同和問題をはじめとする人権課題について、「ミニ人権大学講座」（47講座）・地区「トップセミナー」（7講座）など、地域人権啓発事業を実施しました。（延べ6,746名参加）

県民に幅広く、人権啓発が推進されるよう市町等との連携強化が必要です。〔人権啓発事業／環境生活部人権センター、各県民センター〕

2. 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

（※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出しその中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。）

（1）民間の取組事例（取組事例の紹介）

○ [企業]

（事例1）各部門に相談・苦情対応担当者を置き、総務に女性管理職を置いて、個別の対応にあたっている企業があります。この企業では、就業規則セクハラ防止規定の見直しを行いました。

（事例2）男性が多い職種である総合建築業のある企業では、土木現場における女性現場監督の職員へのセクハラに対して対策を講じています。また、この企業では、外部講師を招いて、管理職対象のパワハラ研修会も実施しています。

○ [NPO・団体等]

（事例1）子どもへの暴力防止など、子どもの人権を守るためにセミナー・ワークショップ等のプログラムによる研修を実施している団体があります。

○ [学校]

（事例1）校内でハラスメントが発生しないように、独自の「ハラスメントガイドライン」

イン」を定め、ハラスメント対策委員会を設置し、ハラスメントに対する理解を深めようと啓発活動や研修等を行っている大学があります。また、ハラスメント相談窓口（相談員）を置き、ハラスメント情報や相談を受ける体制の整備にも努めています。

（2）市町の取組事例（取組事例の紹介）

- 各市町の施設等において、人権擁護委員による「特設人権相談」が実施されています。このほか、独自で専門の人権相談窓口を設けている市町もあります。
- 伊賀市は、「伊賀市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱」を制定し、平成24年11月1日から施行しています。この制度の導入により、住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書を本人等の代理人や第三者に交付した場合、その交付の事実を事前登録者に通知しました。

■ 今後の取組方向（平成25年度以降の取組方向）

- 多様化・複雑化する相談に対する体制の充実をさらに図るため、相談員の資質向上に一層努め、助言や相談内容に応じて専門機関等へ紹介を行います。
そのため、相談者が身近な地域において気軽に相談できる環境の整備をめざして、各種相談業務を担当している相談員を対象とした「相談員スキルアップ講座」を開催するとともに、各相談機関とネットワークの充実に努めます。
- インターネット上の差別事象が大きな課題となっていることから、インターネット及び携帯電話サイト上における三重県に関する差別的な書き込みについて、モニタリングを行います（ネットモニター）。発見した書き込みについては、関係機関と連携を図りつつ、削除要請を行います。
- 「ネットモニタリーリーダー養成講座」を開催し、ネット上で氾濫する差別的な書き込みや人権侵害に関する問題に対して認識を深め、モニタリングや削除等スキルを向上するとともに、地域におけるネットモニタリングのリーダーを養成します。
- 差別事象の発生については、県は引き続き関係機関と連携しながら、迅速な通報及び適切な対応に努めています。
- 児童虐待相談件数は増加傾向にあり、また、平成24年に発生した2件の児童虐待死亡事例の検証を踏まえ、未然防止や早期発見・対応に取り組むとともに、市町要保護児童対策地域協議会等関係機関相互の連携を強化して、児童虐待に的確に対応していきます。
さらに、11月の子ども虐待防止啓発月間において、子ども虐待防止啓発キャンペーンを実施し、地域社会全体で児童虐待防止に取り組む気運を高めていきます。
- 女性に対するあらゆる暴力から女性の人権を守っていくための環境づくりのため、市町や民間団体を含む関係機関と連携し、被害者相談・保護・自立支援等の充実を図るとともに、セミナーの開催など意識啓発に取り組みます。
- 実効性のある人権侵害救済制度が早期に確立されるよう、国に対して引き続き要望活動を行っていきます。

注) DV：ドメスティックバイオレンス（domestic violence）の略。
夫婦や恋人など親密な関係にある又はあった者からの身体的・心理的暴力などをいいます。
注) メディア・リテラシー
メディアが発信する情報をそのまま受け入れるのではなく、自らの判断で主体的に読み解き、活用する能力。